

平成17年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年9月15日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 藤村 洋二 2 番 木村 定八
 3 番 太田 秀司 4 番 津田 實
 5 番 田中 良隆 6 番 梶山 幾世
 7 番 三和 郁子 8 番 田中 弘一
 9 番 藤下 茂昭 10 番 中島 一雄
 11 番 田中 博 12 番 田中 孝嗣
 13 番 中田 幸子 14 番 小島 進
 15 番 原田 薫 16 番 竹内 孝治
 17 番 辻 藤雄 18 番 森田 貞雄
 19 番 森 申行 20 番 野洲 健造
 21 番 田中榮太郎 22 番 林 克
 23 番 田中 敏雄 24 番 荒川 泰宏
 25 番 河野 司 26 番 鈴木 市朗
 27 番 山本 勇作 28 番 川口 東洋
 29 番 野並 享子 30 番 小菅 六雄
 31 番 長谷川龍一 32 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	田中	正二
市民健康福祉部次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部総括マネージャー	堤	文男	環境経済部総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員32名、全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(秦 眞治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第16番、竹内孝治君、第17番、辻藤雄君を指名いたします。

(日程第2)

議長(秦 眞治君) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問を行います前に森田議員から発言を求められておりますので、これを許します。
森田議員。

18番（森田貞雄君） 18番、森田です。去る9月13日の一般質問の中で不穏当な発言、「ロケット弾が撃ち込まれるで」という発言に対して不穏当であることを認めて、取り消しを申し入れますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（秦 眞治君） それでは、一般質問を行います。

通告第20号、第9番 藤下茂昭君。

9番（藤下茂昭君） おはようございます。9番の藤下です。

私は、まず、ただいま問題になっております石綿、つまりアスベストの健康被害及び学校給食センターの用地について質問をいたします。

なお、本件は、昨日、一昨日と同僚の議員から質問がございましたし、種々討論がなされましたので、できるだけ簡略に申し上げたいというふうに思いますが、行政当局も、またしっかりとしたと申しますと、より深く、また、親切なご答弁をお願いしたいと、冒頭、申し上げておきたいと思えます。

まず、第1点のアスベストの問題であります。現在、市内においてアスベストを使用している建造物について質問いたします。このことにつきましては、8月24日付で総務部からその一端の通知がございましたが、より細かい説明を求めたいと思えます。その建造物について実態、それから現状、おおよその建築年度、それからアスベストの使用箇所、それからアスベストが使用されている場合の被害防止策、こういうことについて、まず、1点目をお尋ねいたします。

第2点目は、アスベストによる健康被害についてであります。先日もいろいろと討論がございましたが、現在、市内でアスベストによると推定される被災者、いわゆる患者、これの把握をされているのかどうか。いるとすれば、その実情をお答えください。それから、また、その救済策といえますか、対策についても伺います。

そして、3点目が本市におけるアスベストを扱った関連の企業について、過去の実績及び現状についてお答えいただきたいと思えます。

4点目が、このアスベストの調査、あるいは検査、いわゆる規制や、いわゆる行政権といえますか、行政の力の及ぶところは滋賀県が一番下だというふうに聞いておりますが、当然、行政機関の一端として市もそうした市民の健康、あるいはまた環境を守るための当

然の義務があろうかと思いますが、そうしたことについて国なり県なりとどのような連携をとっているのか、また、どのような方策を講じているのか、現状と今後の方針について伺いたいと思います。

以上がアスベスト関連の質問であります。

次に、学校給食センターの用地について質問いたします。

これも先日、教育委員会から学校給食センターの新しい用地として市内の八夫字七ノ坪地先、約1ヘクタールを予定地としたいと、こういうふうな説明がございました。そもそも、この学校給食センターの用地は、皆さんもご承知のように、当初予定しておりました市内八夫字五太田の土地、約0.9ヘクタール、この買収に当たったわけでありまして、市当局の重大な失策によりまして買収が不可能となったことは周知の事実であります。しかしながら、この不調となった後、さきのこの当該予定地、これの地権者に対して市長が1回の陳謝、そういうようなことを行ったということで、その後、地権者だと地元に対して、懇切な説得、あるいは心のこもった陳謝というものが行われずに今日に至っているというふうに聞いております。

また、地権者からは、用地の買収が不可能となった経緯について文書で回答を求めると、こういうふうなことを申し入れておられますが、現在では、この地は雑草が生い茂っております。また、近隣の農地にも迷惑をかけております。また、これが病院の前の土地でありまして、極めて不適切な環境を生み出しておりますが、こうしたことに対する対策がこれからどのようになされていこうとするのか、今までの経過も含めて、今後の対策をお伺いしたいと思います。

また、この買収予定地をめぐるいろいろな憶測が飛んだりしておりますけれども、将来、紛争だとか、あるいはまた、最悪の場合、訴訟が起きるといふようなことは考えられないのか、あるいはまた、そうしたことに対してどういうふうな対応をしていくのか、市の対応のミスと共に、こうした今後のことについても一定の方針を伺いたいと思います。

以上、2点について質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。藤下議員のアスベストの被害対策についてのご質問にお答えいたします。

一昨日、三和議員にお答えいたしましたように、8月4日に野洲市危機管理対策本部を設置いたしまして、図面等の検証を行いました。また目視も行いました。そういう中で、

今回、昭和55年以前に建築され、また、材料としてアスベストを含む吹きつけがされておる可能性があるということで、旧中主のB & G海洋センターの機械室、また、中主給食センターのボイラー室の吹きつけ材の封じ込め工事等を行ったところであります。また、今回、工事を行いました2カ所を含め、また、昭和55年以降でこの吹きつけ材の吹きつけを行っているところについての施設につきまして、三和議員のときもお答えいたしましたように、この2施設、B & Gの海洋センター機械室、中主給食センターボイラー室、そして野洲第1保育園の天井裏、そして、野洲中学校の渡り廊下、中主中学校の昇降口、そして野洲幼稚園の保育室、篠原小学校の通用口、この7件の材質検査、アスベストの含有量の分析を今実施しているところであります。なお、結果が判明次第、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。アスベストの被害対策に関する2点目のアスベストによる健康被害についてのご質問にお答えいたします。

アスベストによる主な健康被害は、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺、胸膜疾患等であります。中でも中皮腫は悪性の腫瘍で、労災の認定が急増している疾患であります。

ご質問の被害者の実態把握についてですが、野洲市における実態は不明であります。滋賀県では、石綿による労災認定を受けている方は1人と聞いております。また、中皮腫死亡者は、平成15年、滋賀県では9人、全国では878人となっております。現在、国が実態把握をしております、アスベストを含有する製品を製造している企業の従業員等の健康被害調査を7月初めから実施しております。

また、健康相談の窓口につきましては、県内8カ所の保健所で相談に応じておりまして、相談件数は8月5日現在で284件であります。そのうち、草津保健所の相談件数は25件で、市町別の集計はとっていないとのことであります。主な相談内容は、「アスベストが原因で発症する病気について」「健康診断を受ける病院の紹介」「過去にアスベスト関連業務に従事し、健康障害への不安」などであります。

次に、救済の支援策についてですが、現在は労災や公害健康被害補償法によるものであります。アスベストによる健康被害が発症するのが30年以上かかることや、死亡から5年以内の労災の申請時効に阻まれ補償が受けられない元従業員も多数いることから、国は新たに特別措置法で補償する方針を決めております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 皆さん、おはようございます。それでは、藤下議員の野洲市内のアスベスト関連企業につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、一昨日の三和議員にお答えいたしました内容と重複する部分がございますけれども、よろしく申し上げます。

当社に関しましては、過日、7月14日に滋賀県が実施いたしました特定粉じん発生施設の届け出工場の立入調査に本市職員も同行いたしまして、工場施設の状況等について調査を行っております。

この立入調査結果につきましては県から公表されておまして、その内容といたしまして、当社は昭和48年5月から平成3年3月までアスベストを使用しております。また、平成3年5月16日をもちましてアスベストの使用の廃止届を県に提出されております。したがって、現在の工場内にはアスベスト関連の資材・製品は存在はしておりません。また、大気汚染防止法によりアスベストの規制基準が定められましたのは平成元年度からでございますけれども、当社では昭和63年度から平成3年度まで会社敷地境界でのアスベスト濃度の自主測定が実施されておまして、各年の測定結果につきましては、大気汚染防止法によります特定粉じん規制値以下の数値でありました。

また、当社では石綿を取り扱っていました期間、昭和48年から平成3年の間におきまして作業環境測定を行っており、現在残っております測定記録によりますと、当時の労働安全衛生法に基づくアスベストの作業環境評価基準値以下の作業環境測定値であったことの報告を受けております。

続きまして、アスベスト対策に関しての国、県との連携でございますけれども、現在のところ、労働環境関連につきましては、大津労働基準監督署、また健康相談窓口は草津保健所、環境に関しましては県の環境管理課が相談窓口となっております。また、南部振興局管轄におきましては、環境森林整備課と連絡・調整をとっております。

現在、環境保全関連での石綿対策に関しましては、国、県の関連機関からの具体的な措置に関する指示は受けておりませんが、県におきましては、去る7月19日に県アスベスト対策連絡調整会議、また、8月2日からは県アスベスト対策会議として再編成されております。アスベスト対策の全般につきまして、現在、検討されておりますので、県アスベスト対策会議との連絡・調整によりまして、今後、石綿対策の情報収集に努めてま

いりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） おはようございます。それでは、まず、アスベスト関係でございますが、教育委員会関係でのアスベストの対策についてのお答えをいたします。

教育委員会施設におきましても、他の施設と同様に、目下のところ、分析調査を検査機関に依頼しておりまして、現在のところは特定しておりません。

また、アスベストの健康被害につきましては、現在、分析中の学校はいずれも露出したところはありませんので、児童・生徒には影響はないと考えております。

次に、教育施設で露出している中主給食センター、これの建築年度は54年度でございます。及び中主のB & G 海洋センター、これにつきましては55年の建設年度です。両センターとも機械室でございますが、吹きつけの材料が疑わしいとの判断に立ち、この封じ込め工事をまず緊急に発注いたしました。

なお、この工事につきましては、中主給食センターは8月29日に完了いたしました。中主B & Gの海洋センターは15日ということで、今日、工事を完了する予定でございます。

また、この対策に対する国及び県との連携であります。現在、文部科学省から県を通じて学校施設等における吹きつけのアスベスト等の使用実態調査に取り組んでいる状況でございます。

以上、アスベスト関係でございます。

次に、学校給食センター用地についてのご質問にお答えいたします。

当初、計画をしていました土地所有者に対する説得や陳謝につきましては、5月15日に教育長をはじめ、また、6月11日には助役が地元自治会に出向きまして行いました。その後、先ほど議員からも質問がありましたように、7月3日には市長が地元自治会において、土地所有者と地元自治会長に対して用地断念の説明と陳謝をいたしたところでございます。

次に、議員ご指摘の買収不能に係る経緯について用地断念の経過説明資料を作成し、関係者にお渡ししたかという件でございますが、これにつきましても、土地所有者の3名の方に8月24日にお渡ししたところでございます。

次に、将来にわたっての訴訟等の紛争が起こることがないかということのご心配ござ

いますが、この用地につきましては、田植えを断念してもらったことから、休耕補償に感じていただけるよう、今後も誠意をもって粘り強く説得を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、草が繁茂し荒れ放題で隣接地等に迷惑が及んでいるが、どうかという考えでございますが、このことにつきましては、最初の5月15日だったと思います。この用地取得のお断りに出向いたときに、田植えを我々がさせていただきたいということをお伝えしたのですが、地主の方から「他人の田に勝手に入るな」と強く拒否され、また、しかられた状況から今日に至っているものでございます。当然、この予測は心配しておりました。その処理等の考え方でございますが、草刈りなどは、やはり地主の容認があれば、委託、あるいは職員が作業をしてでも対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 藤下茂昭君。

9番（藤下茂昭君） 再質問をいたします。

アスベストの問題ですが、総務部長の方からは、公共建造物、いわゆる市の管理する建物についての一定の説明がございましたが、その中で一つ、一昨日は出ておったかに思いますが、吹きつけのほかにアスベストの飛散が心配されるというのは、吹きつけなり、あるいはまた断熱材として使用したアスベストを含む断熱材やスレート、こうしたものについては、長時間、何年も何年も経って全体が劣化することによってアスベストの粉が空气中に飛び散ると、こういうことが一番問題になっているわけですね。当然、その断熱材にしましても、その周辺にまた別の建材が使っていると、そうした場合は比較的少ないのですが、その周囲の建材が十分でないとき間だとか、あるいはまた、家屋の一部修繕をしたことによって飛散すると、こういうふうな例が報告されているようであります。

12日の新聞によりますと、自宅の建物を修繕した、その住んでおられる方はアスベストを知らなかった。そのために自分が修理をしたときにアスベストの断熱材を吸ったと、こういうことで28年後、発病したらしいと、こういうことなのですね。アスベストの被害については、ご存知のように、20年ないし50年してから発病するというふうな症例が多いわけなのですが、そうしたことで、単に目に見えるだけではなしに、見えないところの被害というものも当然出てくるわけなのですが、そういうようなことを認識されていると思いますけれども、その辺の認識について再度お聞きしたいのと、あわせて、公共建築物だけではなしに、当然、これは一般の建造物についても、特に民家に使われているの

は吹きつけは少ないようですが、断熱材あたりが使われておりますし、また、大きな建物、工場になりますと、当然、吹きつけのアスベストが多量に使われていると、こういうような懸念がありますが、そうしたことの把握をどのようにされていますか、それもちょっとあわせて聞きたいと思います。

それから、健康問題ですが、これも一昨日の質問と答弁のやりとりの中でありましたが、当然、この市内にありますオリベスト、この会社、昭和48年創業で平成3年まで操業されていたということなのですが、これも仕事の中身を聞いておりますと、アスベストそのものを紙をつくる時に一緒に混ぜるわけです。アスベストと紙の原料と、これを混ぜるわけなのですが、どうしてもそのときにアスベストの粉じんが出てくる。だから、従業員の方は特殊なマスクをしておられるけれども、あるいはまた、その工場の中はフィルターを使って粉じんが飛ばないように、そういうふうな措置をされておりますけれども、なおかつ、これでも完全に100パーセントは除去できない。そしてまた、できた製品を乾燥させる、その際にもアスベストが飛散すると、こういうような実例があるわけなのですが、そうしたことについて、この会社はアスベストそのものの被害、これを100パーセントとどめることができないというふうな判断をされて、平成3年にはアスベストを使った紙の加工をやめておられるということなのですよ。

その結果、廃業後のいろんな環境調査等はされておるようですが、問題はこの記録が残っていないということですね。先ほどの報告によりますと、昭和57年以後の記録を見ましたところと言いますが、少なくとも作業環境測定といいますが、健康診断、こうした記録は、厚生省の通達だとか法令によりまして30年間保存しておかなければならないというふうなことになっておりますが、環境経済部長の先ほどの説明によりますと、57年以降しか見せてもらっていないということなのですが、そうしたことについて、やや怠慢ではないかな。56年以前のやつはどうしましたかということは、恐らく言っておかないと。当然30年以上は済んでおりませんから、57年以降ですと6、5、4、3、2、このあたりの記録が当然残っていなければならないわけですが、そうしたことについてどのようにお考えになっているのか。あわせて、今後、どのような措置をされるのか、聞きたいと思います。

そして、あと、ロックウールというやつがあって、これは多分、アスベストも多少含有しているということなのですが、先ほど公共建築物等に対しては検査に出したと、こういうことなのですが、これの詳細な分析の結果、これはいつごろ出るのか、それもあわせて

お聞きしておきたいと思います。

そして、あと、給食センターの問題ですが、認識が旧地主の方と違っているなというふうに思います。給食センター用地の話がされたのは、もみをまく時期ですな。今から6カ月以前の話です。本来なら今時分は稲が実って、それを立派に収穫をされている時期なのです。半年も経っているわけですね。にもかかわらず、昨日の田中議員に対する答弁でも、3日後ですか、18日に説明というようなことで地主に会いますよという話を聞きましたが、この間どうしていたのですか。市長が7月3日に陳謝されたというようなことを聞きましたが、余りにもこの間ほったらかしにしておいたのではないか。部長の昨日の説明によりますと、3人の方が一緒に寄っていただけなかったというふうなことがありますけれども、7月からしましても、7、8、9と約3カ月近くになりますが、この間、1回もそういうふうな機会を持つことが不可能であったのか、この辺、取り扱いが、あるいは対策が大変怠慢ではなかったかというふうに思います。

と同時に、先ほども説明にありました、この辺の交渉の経過について書面を出しましたと言いましたが、この書面を見せていただきました。あれは誠意をもって回答された文書ですか。当事者と交渉された日誌ではありませんか。少なくとも庁内ではこういうふうな計画をしましたというふうな、あるいは討議をしました、こういうことは一切載っていませんね。市長の決裁を受けた、そういうことも書いておりませんね。そして、極めてずさんな日付になっているようにも思います。と申しますのは、断念したにもかかわらず、地権者にはこれこれの金額で買収をさせていただきたいというふうなことになっているように思いますが、その辺、どうもメモみたいなもので、1つの行政機関の事務方の最高責任者としてあんなものでよいのか。一般的に考えましても、極めて不信感を抱くような文面ではないか、そういうふうに思います。そういうふうなことで、どうしてこれから旧地主に対して誠意ある交渉をしていこうとされるのか、決意のほどを再度お伺いしたいと思います。

そして、1点質問を忘れましたが、総務部長、8月4日に野洲市危機管理対策本部を立ち上げましたと、こういうことですが、これの組織について説明をお願いします。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤下議員のアスベストについての再質問にお答えさせていただきます。

一昨日の三和議員にもお答えさせていただきましたように、今現在、調査分析、また囲い込み工事等を行いましたのは、吹きつけ、露出している部分についてでございます、今現在の具体的な対策につきましては。当然、建材使用については、今、報道関係で若干出ていますし、その辺の動向、情報を収集しながら、今後対応してまいりたいと思うのですが、今現在、アスベストについての一番の問題は、空気中に漂って、それを吸引して20年後、30年後に発病という、今、そういう状況でございますので、飛散の危険性のあるところについての対応をさせていただいているという状況でございます。

それから、2点目の一般の住宅、また事業所の把握はどうなのかと。建材を含めて露出等々があるわけでございますけども、特に今、民間で問題になっておりますのは、先ほどから出ている解体、修繕、改修等をされるときに、その工事に伴って建材の中に含まれている部分が飛散するということでございます。そういう中で、国もこの問題については順次対応しているわけでございますけど、今現在、解体等における処置については、周辺に散らばることもあるのですけども、解体に従事する労働者の作業、労働安全衛生の関係から順次指導、厚労省も含めまして国土交通省、または環境省等々が連携をとりながら、解体における業界指導を今行っております。そういう中で、まず業界の方に解体時における指導が7月1日に出されているということ把握しております。

そして、市といたしましては、ホームページで建築建材に使用されている天井材、床材、断熱材にアスベストが使用されている可能性が高いので、これを吸い込まないためにというような形の設問設定で、こういうのについて住民の方が不安にある場合、市としては都市計画課へ、ご相談に乗りますよという形をとっておりますし、10月1日の広報で一応、アスベストに関して市民の方々が疑問に思われる点についての現段階でまとまっている段階での広報を行おうと、そういう中で住民の方々の不安を解消していくという形に立っておりますし、そして、具体的に相談がございましたら、健康相談については健康推進課、また、環境問題につきましては環境課等々が県のそれぞれの相談機関へご紹介し、また、安易な形でしたら相談に乗っているという形でございます。

そして、分析結果はいつごろかというご質問でございますけども、今現在、新聞でもご存知のようにそれぞれの機関がサンプル検査を出しております。そういう関係で、まだこの業者が多数ございませんので、業者で今現在込み合っている状況ということで、今、業者から聞いておりますが、12月ごろになるだろうということです。しかし、今現在検体に出しているところにつきましても、素人でこっち側ができる調査というのですか、その

方法としては、アスベストの場合ですと酢に溶けないという特徴がございます。普通のそれ以外の繊維でございましたら酢に溶けるといところがございまして、そして、アスベストについては手でもみましても残ると、普通の部分では残らないというような、そういうような形も私たちができる範囲の検査はやっているわけです。その上で出しておりますので、今現在出している検体についても酢に溶けなかったということもございませんし、手でもんでも結局残ったということもございませぬので、ほぼ大丈夫かと私どもは思っているわけでございますけれども、念のためにやはり分析をしようということで、今検査に出している状況でございます。

そして、危機管理の組織でございますけれども、市長を本部長にいたしまして、部長以上が危機管理の本部員ということで8月4日に立ち上げさせていただいております。そして、その本部会議の下に次長級を対象にいたしまして幹事会を組織しております。そういう中で議論を重ねて、一応対応させていただいている状況でございます。そして、一昨日、三和議員にお答えしましたように、この問題につきましては、日々、やはり新しい情報等々が出てきますので、情報を収集しながら、また、それに対する対応等々をこの本部会議の中で検討してまいりたいと考えておりますので、なかなか十分な取り組みができていない現状でございますけれども、精一杯頑張っておりますので、一つよろしく願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 藤下議員の再質問でございますけれども、先ほど答弁申し上げました中で、オリベストの昭和57年以降の資料が残っておらないということで答弁させていただいたということもございませぬけれども、57年という年度は特定して答弁させていただいております。そういうことございませぬし、先ほど答弁させていただきましたように、県の立入調査の結果でございますけれども、独自のそうした県の調査にも市の職員が同行いたしまして調査に行ったわけでございますが、その調査の結果につきましても特に問題はなかったということで、県からの報告を受けておるところでございますので、藤下議員独自で今の57年というのは調べられたことかと思っておりますけれども、そこら辺、市としまして、もう一度、オリベストの方に聞き取り調査するなりしたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 給食センターの再質問の件でございますが、市長が行かれたのをそのままほったらかしじゃないかということでございますが、昨日も田中孝嗣議員にも説明いたしましたように、担当といたしましては、再三再四寄せていただきました。当初は個人的に補償に応じるということでございましたけど、その後、3人が一緒にとということでございますので、日程調整を再三させていただきますが、18日に応じていただいておりますので、そこで説明なり説得をしていきたいと思っております。

そして、誠意でございますが、先ほども説明いたしましたように、田植えを断念していただいたということでございますので、休業補償等について、やはり市民等に説明できる根拠のもとに算出いたしまして休業補償等を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それにつきましても誠意をもって粘り強く地主の方に応じさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、資料の件でございますが、8月23日に資料をお渡ししたところ、地主の方からは不満ということは聞いておりませんが、もし足りない部分がありましたら、次回等の資料についても提出等をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

8月23日と申しましたが、24日でございます。

議長（秦 眞治君） 藤下議員。

9番（藤下茂昭君） アスベストの問題については、総務部長も、それから環境経済、市民福祉の直接かわりのある部署についてはこれからの問題が多いと思っております。今、クローズアップされておりますが、これもいろんな被害が出てからクローズアップされたと、こういうことでありまして、アスベストのものがものだけであって、30年とか50年のスパンでやってくる病気でありますので、これ、一過性のものではないと思っております。そのような見地から、しっかりと検証もしていただきたいし、また、それなりの対策をとっていただきたい。

特に本市の中でそういうふうな生産をされていたという企業があるわけなのです。この企業も、やはりそうしたアスベストの公害、こういうものを当然承知されておったと思っております。いろんな文献なり報道によりますと、やはり平成になってから特にこういうようなものの危険性が認識されて、そうした規制をもとにして自ら廃業したというような経緯もあると思っております。ですから、その製品は、先ほども言いますように、部長の説明にもあり

ましたように、溶けて流れてしまいになってしまうとか、そういうものでは絶対ないわけですね。どこかに残ってあるやつが空気中に飛散するということです。当企業についても環境大気調査、敷地内の大気汚染法に基づく調査、そうしたものもありますけれども、あわせて、市民の中からこうした健康を害する人が出ないように、そうした対策についても十分取り計らっていただきたい。そういうふうなことを要望しておきたいと思います。

それから、給食センターですが、私が申し上げておるのは、この問題は市当局がいろんなことを計画されて、それを地権者に持って行って、ごたごたしてもめてもめて、どうしてもできなんだという問題じゃないでしょう。3月の終わりですか、その辺に話をされて、これ、議会上程されたのは3月の初めですから、当然、その前には少なくとも前年の12月の段階でいろんな調査をやり、恐らく土地も内定はされておったでしょう。にもかかわらず、地主がほとんどオーケーですよというサインを出しておられるわけですね。「売ってください」「何ぼです」と。「土地はここです。田植えをせんならん。」「そやけどもやめてください」「じゃ、やめましょう」ということで田植えがされていない。そういうふうな、言うならほとんど合意されている状況なのです。卑近な例かも知れませんが、縁談を持って行って、持っていった者が壊している話ですよ。これは断念したんじゃないですよ。断念したというと相手に失礼なことですよ。ですから、そういうような状況というものをしっかりと踏まえて対応していけないと、とんでもないことになります。

先ほど、9月18日に集まるという話も聞きました。これ、間違いありませんか。もうちゃんと当事者に通知をしてありますか。そして、もう一つ、この当事者というのですが、1人抜けておられませんか。地権者というのは土地の所有者だけではありませんよ。今まででも土地の所有者プラス耕作者を入れて話をされているでしょう。今、1人抜けておられませんか。この場におられますよ。交渉の連絡に臨まれていますか。

(「だまれ」「発言はあかん」と言う者あり)

9番(藤下茂昭君) この辺についてはっきりとお答えいただきたい。そして、この問題は、誰が悪いとか、そういうような問題は当然出てくるとは思います。市全体の問題ですよ。これは当然教育委員会に最大の責任がございます。その辺の責任というものをきちんと感じ取っていただきたいし、そのことは再度、地主の方、地権者の方にお話をしてもらいたい。そして、納得のいく償いをしてもらいたい、そういうふうに思います。その辺の覚悟のほど、それから、先ほど申しました債権者の問題も含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 先ほども答弁させていただいておりますように、誠意、熱意をもって当たっていく覚悟でございます。そうしたことから、耕作者の方にも連絡をとりながらということですので、地権者並びに耕作者の方も入っていただいておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

（「耕作者に言いますか」と藤下議員の発言あり）

教育部長（島村平治君） はい。

（「もう1人、どんな方法で」と藤下議員の発言あり）

議長（秦 眞治君） 暫時休憩。

（午前9時46分 休憩）

（午前9時48分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（島村平治君） やはり、交渉につきましては、地権者ということでございますので、地権者に集まっていただいて、誠意を持ってお話をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告21号、第25番 河野司君。

25番（河野 司君） 河野でございます。議長のお許しをいただきまして、2点の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、第1点目でございますけれども、少子高齢化対策についてということで出させていただきました。この問題、ご承知のように、本当に社会問題となっております、何らかの対応をすぐさまとらなければ日本の国が滅びるといふような、そのような予測もされております。少子化につきましては、1.3を切って、これから子育ての支援事業を充実していかなければならないという問題、また、高齢化につきましては、65歳以上の高齢者ですけれども、全国ですけれども、昭和45年で7%、そして平成15年には19%。そして、2020年には28%、このように予測されております。このまま推移しますと、当然、子どもがいなくなり、高齢者ばかりふえて、国の活力、また地方の活力も衰えて大変なことだと。報道等ではされておりますけれども、我が野洲市の市長として、この問題、

どのようにとらえられておられるのか、そして、各部長に対してもどのように指示されておられるのか、本当に危機感を持っておられるのか、おられないのか、それがはっきりまだ見えてこないと私も思いますので、今回、市長の少子高齢化に対する考え方、これからの取り組み方をご説明いただきたい、このように思うところでございます。

次に、第2点目でございますけれども、駅前周辺整備についてということで出させていただきました。この問題も、ご承知のように、長年、いろんな方からご質問があるにもかかわらず大変整備が遅れているという状況でございます。野洲駅、ご承知のように、野洲どめ、また野洲発という快速がとまり、大変近隣の市町からも利用者が多いということで年々乗降客が増加しているという大変主要な駅でございます。我が野洲市の玄関口でございます。その玄関口、ご承知のように、湯という看板だけでありまして、ほか休憩するところもない、また、にぎわう活気のある、そういう場所もない。また、駅降りてすぐの交差点には、大雨が降ると水がつく。また、近くの歩道には電柱が立っているとか、バリアフリーがまだ完全でない。このような状況を思いますと、私たちとしても大変恥ずかしいと思う思いがいっぱいございまして、合併をしてよりよいまちを目指している市としては、やはり、大変残念な状態でございます。一刻も早くこの辺を整備するのが急務の市長の責任であろうと、このように思います。ただいま、地方分権の流れ、各地方議会、それから市長の権限が増すと同時に責任が大きくなってきた、このような社会状況でございますので、この問題2つ、なぜこのように野洲駅前周辺の整備が遅れているのか。

今までの経緯を見ますと、相手のあることでなかなか思うようにいかなかったということがございますけれども、たまたま今回、近々ですけれども、アサヒビールが文化小劇場と野洲駅の間土地を売却すると、公募をしているということをお聞きしました。当然、野洲市の方には前もって相談があったと思いますけれども、また、あらなければならぬと思いますけれども、この辺の対応をどうされたのか。私としては、市が買収をして何らかの公共公益施設等々立案すべきだと、このように思いますけれども、その辺の見解をお聞きいたしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） まず、第1点目の河野議員の野洲市の少子高齢化対策についてお答えいたします。

合併と同時に少子高齢社会を迎えた本市は、特に団塊の世代の人口が多く、10年後を

見据えた地域支援体制の構築が重要課題であると認識しております。

まず、ご質問の少子化対策につきましては、本年3月に策定いたしました野洲市子育てサポートプランに基づき、鋭意取り組んでいるところであります。少子化に対する本市の独自事業といたしましては、乳幼児福祉医療の無料化や年齢の引き上げ、親子の情緒を豊かにする絵本の配付、地域全体で見守りはぐくんでいけるよう、民生・児童委員の新生児訪問を行うなど、地域での子育て支援を進めております。特に、子育てサポートプランにつきましては、平成21年までの実施目標であります保育事業の取り組みでは、今年度9月から一時保育、休日・夜間保育を私立の認可保育所で開始することができました。また、ファミリーサポートセンター事業の開始に向けても準備をしているところであります。

今後とも、野洲市のすべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、福祉、保健、医療、教育、労働等の担当部署と連携を図りながら、引き続き取り組んでまいります。

次に、本市の高齢化対策であります、本年3月に策定いたしました老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の健康づくり、介護予防、高齢者の生きがいと社会参画、地域ケアと高齢者の生活支援、介護保険サービスの充実の5つを推進の基本目標といたしまして、各種施策に取り組んでいるところであります。

本市の独自事業では、げんきカード交付事業、ふれあいサロン事業、生きがいづくりサークルへの支援といった介護予防事業をはじめ、今年度、事業開始いたしました運動機能の向上を目的とした高齢者筋力向上トレーニング事業などを実施しているところであります。

なお、今回の介護保険制度の抜本的な改正により示されます新しい介護予防事業にも取り組むべく、現在、高齢者福祉事業の見直しを含め、策定中の老人保健福祉計画・介護保険事業計画において具体的な施策と方向性を示し、老いても安心して暮らせる事業実施に向け、関係機関、関係団体と協働して取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 河野議員ご質問の2点目の野洲駅前周辺整備計画についてお答えいたします。

野洲駅南口における開発、整備につきましては、かつて取り組みました買収方式によることや、また、再開発事業など、特定の区域をあらかじめ定めた上で、一帯、一括的开发

を進めるということも、今日の経済状況や、また、核となる事業所、店舗などが存在しない南口の状況から実現の見込みはなく、やはり土地所有者であるアサヒビール株式会社と個別的に連携、協議を行いながら、今後の計画、進め方を模索していかざるを得ないのが現状であります。

このような状況の中、昨年度におきましては、アサヒビール株式会社が所有しておりました区域内の土地を同社より買い取りまして、現在、駅前ロータリーの改良を含めた、これの活用計画の立案を行うべく、地元自治会などの参画を得て協議会を立ち上げ、昨年度の商工会の地域振興委員会で出されましたご意見も参考にしながら、年度末での完了を目指して計画を立てていきたいと考えております。

また、Cブロックにおきましては、野洲市所有分について、本年度に境界明示工事を一部着工することとしており、その後の次年度以降での全区域の整地工事に向けての準備を始めたいと考えております。

市が所有する部分については、こうして進めていくことで近年中にその姿は変わっていくこととなりますが、肝心のアサヒビール株式会社所有の区域につきましては、この先の具体的な計画、姿を現段階ではお示しすることができないのが現状であります。

こうした状況にありますが、今後とも、アサヒビールとの連携をとりながら、一日も早く、にぎわいのある野洲駅南口をつくり出すべく努力したいと考えております。

次に、ご質問ございましたアサヒビール株式会社のCブロックの土地の件でございますが、この件につきましては、どういう状況だったのかということでございますが、現在のところ、取得目的がない、何らの計画もない状況の中でこれを取得することは困難である、それと財政上の状況等を勘案いたしまして取得の方を断念したという状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 市長の思いを市長の責任をと、こういうご意見でございますが、少子化対策については私の責任ではどうにもなることではございませんが、ただ、認識といたしましては、やっぱり少子という言葉を使うのには分母となる若い者が少ない、高齢化が進んでいくと、こういうことですね。だから、今日の新聞を見ますと、高齢化率が野洲市では16.7%。県から発表がございました。やっぱり一番若いのは栗東市の12.1ですね。それと湖南市が12.5、一番高いのが余呉の30.4と、こういうこと

で、地形的にわかるわけですね。だから、栗東、湖南というのは、かなり若い世帯が多いということで子どもさんの数も多いと、こういうことが言えるのではないか、こういうふうに思います。

そういう観点から言うなら、産み育てやすい環境をつくることは、部長が今説明申し上げました。しかし、もっと基本的になることは、やっぱり若い世帯の皆さんにこの野洲市に住んでいただくことが一番肝心だと思います。となりますと、土地利用、国土・土地利用、あるいは都市計画マスタープラン。やっぱり住宅を建てやすい土地、環境をつくっていくことが一番の野洲市として考えるなら、これが必要だと思います。だから、合併して新しいまちをつくらうということですから、何としても市街化区域を拡大し、住居区域を拡大して行って、家の建てやすい、住みやすい状況をつくっていかないとはいけな、こういう思いをいたしております。

そこで、国では、これ、選挙が終わって初めての閣議であったと思うのですが、やっぱり国でもこの少子対策を充実していこうと、10月には関係各位と有識者で検討委員会をつくらうと、その中で、地域の家庭での子育て支援強化や児童手当、これを充実していった経済支援をしていこうと、こういうことを閣議で確認されております。こういうことを国がやりながら、それぞれの地域では、お年寄りも大切にせないかんけれど、それを支える若い者に多く住んでもらわないといけないと、こういうことで進めていく必要があると、こういうふうに思います。

産み育てることにつきましても、野洲町は他の市町村に先駆けているんな取り組みをやってまっしゃる。しかし、もととなる住んでいただく、住みやすい状況をつくっていかないと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、駅前のC地区の問題はアサヒビールから打診がございました。それをこの前の産土委員会で若干報告申し上げたのですが、今までは、売り貸し、何も一切せんということでしたが、アサヒビール自体の考え方が変わってまいりました。そこで処分をしたいと。だから、我々は、今、やっぱり民活、民間の資金で民間のノウハウでいろんなものに取り組んでいただこうという思いですが、あれだけの土地ですから、それなりの行政指導はしていきたい。土地計画法上の容積率の問題、建ぺい率の問題、いろいろございますから、そういうことを踏まえて、やっぱり駅前にふさわしい建物、あるいは、どういう営業をするのか、そういうものも踏まえて指導はしていきたい、十分な協議を重ねながら進めていきたいと、こういう思いをしておりますし、国鉄清算事業団から買い受けた2,000平

米、この土地については市の土地ですから、これは駅前市営として有効に、D地区を買った、これと連携をとりながらうまく高度利用を図っていけばと、こういうふうに考えておりますので。何で遅れた、市長の責任だからと言う前に、河野さんもいろいろとこの遅れた理由についてはご存知いただいておりますし、また、商工会でもいろいろな取り組みをしていただきましたので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 河野司君。

25番（河野 司君） 少子高齢化の問題につきましては、部長が総花的に、市長の方もそうですけれども、やはり総花的にやっていくという、そういう思いしか、まだ伝わってこないと思う。まだ本当に危機感と言いますか、そういう思いで取り組んでいかなきゃならない。当然、若い人に住んでいただくのが、その問題に尽きるわけですけれども、それならば施策としてどういう施策をもって若い夫婦を家庭を野洲の方に家をするのかと、やはりいろんな経済支援、環境整備等々、そういうことに力を入れていかなければならないというので、口で言うのはたやすいことですが、実際、政策として示していただかないと、それが本当に現実味のないことだと思いますので。当然、部長の答弁、これは義務的にどこでもやっているようなことを総花的にお話しされているということだと思います。やはり権限は、そして責任は市長にあるわけです。市長に地方分権で権限がたくさん与えられます。そういう中で市長の責任においてこの問題に真剣に取り組んで、18年度にはそのような対策をぜひとも期待しておきたいと思います。

そして、駅前の問題でございますけれども、当然、D地区、C地区の問題はこれからということで、これは皆が協議しながら、関係者、いろいろ相談しながら進めていくことだと思います。しかし、それ以前に、やはり整備が遅れているこの状態、私も先ほど言いましたように、大雨が降ると滋賀銀行のところは水がざっとあふれる。あんな駅前は大体ないと思いますよ、全国。そして、周辺500メートルぐらいは私は思っているのですが、駅前周辺というのは。当然、バリアフリー、駅前の本当にエスカレーターとある乗降口のあの辺のバリアフリーもそうですけど、周辺のバリアフリーがやはり不完全なところがたくさんございます。

また、幼稚園の角、T字路の角には歩道の真ん中に電柱が立って、これはずっと長いこと放置されていますね。当然、地元からの移設の要望もあったと思いますけど、何ら対応されていない状態。そして、野洲病院の前のあの交差点、変則交差点ですけど、あそこも右折だまりがないということで、当然、朝の渋滞の一因にもなっているというふうに聞き

ますし、これも要望が出ている中で何ら対応をされていない。市民が要望したことに対しては、すぐさま取り組んでいただかないと、そして回答をいただかないと、もう1年以上放置されると、これはやる気がないなと市民は見ます。そういうことを十分認識していただいて、水の問題、またバリアフリーの問題、そして、朝の駅前の渋滞の解消に向けた取り組み、D地区、C地区の開発はこれからの話ですけれども、今の駅前の状態、雨が降ったら車が動かないという、この状態。これは当然調査をされていると思うんですけどね、交通量等々の。しかし、何ら手が打たれていない。一方通行の問題もございますし、文化ホールの駅まで向かうあれが自転車歩行者道という専用道路になっていますけれども、自転車、歩行者というのはいかほども通っていません、実際。あそこを一時的に、暫定的にもよして車を通すとか、そういう対策を練らないでずっと放置されたままで、野洲駅はどないもならんという状況をつくっていつているんですよ、これ、行政が。行政ができることは行政がしなきゃならんです。民ができることは民がするのは当たり前。国の方ではそういうふうに言っていますけど。

とにかく、そういうことで、国の政治もそうですけれども、一つ市民のためにすぐさまその対応をとれるように、そのような指示、また、信念をもって、責任感を持って市長が野洲市を運営して、経営していただきたい。もう今、運営じゃないですね。経営ですな。そういうふうに思います。そして、強いリーダーシップをとっていただきたいと、このように思いますので、そこら、一つよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 要望ですか。答弁要らん。

25番（河野 司君） 答えれるんでしたら教えてください。一応、これ、含まれていますよ。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 河野議員さんの再質問ということでございますが、今、ご指摘、注意をいただきました。全体的には駅前の状況の改善を早急にとり進めたいというふうにとらえておりますので、個々の問題もありますが、できるだけ早く解決できるような方向に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。個々に挙げていただきました内容の中には、種々条件等、困難な部分もありますが、できるだけ解決に向けて、何度も言いますが、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 河野議員、よろしいか。

25番（河野 司君） 市長、再質問に対しては意見はございませんな。確認をしておきます。

そういう市長ということございまして、これからの市政が楽しみでございますけれども、いずれにしても、やはり本当に難しい時代ですので、議会もそうですし、行政側も一体となってこの問題に、市民の福利厚生に対して取り組んでいかなければならぬのは確かでございますわ。きのうからもいろんな意見が出ています。やっぱり意識の問題ということ出ていますね。皆さん方、土・日休みで大企業の社員みたいな方ばかりですけども、一般の市民はそうじゃない。毎日毎日いろいろご苦労いただいていると、そういうことを本当に自覚を持っていただいて、この野洲のまちが誇れるような、そのようなまちになっていただくように、一つ努力をしていただくようお願いいたしまして終わります。

議長（秦 眞治君） では、暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時32分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第22号、第19番 森申行君。

19番（森 申行君） 19番、森でございます。今回、私は2点の問題について一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、市道小比江小学校比留田線通学路の拡張についてでございます。

この道路は、延長1,917メートル、幅員は6メートルで、そのうちに約2メートル弱の歩道がブロックで仕切られていて通学路に使用されております。車道は4メートルで、歩道が狭いために自転車もこの車道を通るように規制されております。第1種の市道認定路線であります。車の交差に両方の車両は一旦停止をして、よほど注意をして徐行しないと交差ができないような状態であります。道中には待避所もありませんので、少し大きな車が参りますと、中型同士の車でも交差ができなくてバックをして譲り合っているというような現状でございます。

この道路は、比江、小比江、北比江、乙窪、それから野洲中主線の方側からは比留田の児童たちが毎日通学するという、大変重要な道路であります。どうか、早期の拡幅が必要だと思いますので、お願いと、現在の市の計画をお尋ねするところでございます。

次に、ニート、引きこもりについて。

今回、私は、就労の問題としてでなく、特に教育の立場からのご見解をお伺いいたします。ニートとは、イギリスで生まれた言葉で、働かざる者を意味する造語で、15歳から34歳までの未婚で学校へも通わず、家事や家業の手伝いもせず、就職意欲もなく、働かない若者と定義されています。ニートという言葉聞くようになってから既に久しいのでありますが、この複雑怪奇な社会現象は年ごとに増加をたどっているようであります。

2003年に文部科学省が発表したニートの数は64万人、さらに、文部科学省の発表が今年の8月11日、産経新聞の記事によりますと、今年の3月に4年生大学を卒業した55万1,016人のうち、フリーターを含めて就職をせずに進学もしない大卒者が9万8,000人に達していることが発表されております。学校基本調査速報で、これは8月10日に発表されたということであり、文部科学省は9万8,000人すべてをニートと結びつけることは否定しながらも、このうちの相当数がニートであるとしており、大卒者の6人に1人、実に17.8%がニート予備軍に当たると報じています。実に驚くべき数字であります。

政府は遂に、ニート雇用対策に今年度810億円を計上したようですが、少子高齢化という少し先の話ではなく、現在の一番働きざかりでエネルギーのみなぎった年代層がこういう現状にあるということは、非常に国家存亡にかかわるゆゆしき問題であると言っても過言ではないかと思えます。

このニートの原因は、さまざまに議論をされておりますが、専門家も一般人もマスコミもおおよそ次のように分析しております。若年さの正規雇用の道が大変険しいという雇用の問題、それから、こうしたら幸せになれるといったモデルの喪失、それから、将来の見通しがたい希望の持ちがたい社会である、それから、働く意味がわからない若者がふえてきた、若者の無気力化、若者のコミュニケーションの能力低下、何とかかんとかいても日本はまだまだ裕福であるというような、こういうものが温床になっているというふうに分析しているようであります。

政府の対策も精神的な相談に乗ったり、若者自立塾なんかで働く意味を教えたり、コミュニケーション能力を高めたりという方向に進んでいるようであります。私は、このニートの問題を考える上で専門書やホームページなど、いろいろ検索をしてみたのでありますが、ニート、引きこもり、ホームレス、フリーターなど200件にも及ぶ資料があるようでありました。とても一々取り出して目を通すことはできなかったのでありますが、読むほどに難解な問題であるということを感じたようなところでもあります。

最終的に、私なりの考えとして到着いたしましたことは、ニートは雇用・就労問題もさることながら、早くから精神面の教育が重要な課題であるように思いました。ニートや引きこもりになってからの脱出は非常にハードルが高いため、ニートや引きこもりにならないための予防教育、こんな言葉はあまりないのかもわかりませんが、早期からこういう対策に学校も家庭も社会もふだんから力を入れることが大切ではないかというふうに考えたわけであります。

そこで、質問をさせていただきますが、本市において、このニートや引きこもり、あるいは学校の不登校も含めまして、状況がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

それから、ニートについて学校教育、社会教育からの教育者としてのご見解、いろいろお考えであろうと思っておりますが、これもお伺いしたいと思っております。そして、効果的な対策、方法など、教育現場においてのお考え、県や関係機関における対応の状況、こういうものがございましたら、これもお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 森議員ご質問の1点目、市道小比江学校比留田線の拡幅についてお答えいたします。

ご質問の道路は、過去において市道小比江童子川線から小学校前の市道西河原童子川線までの間は、ほ場整備後の道路敷き幅の7メートル内で両側擁壁工により歩道幅員1.5メートルと車道幅員5.5メートルで既に整備されております。また、市道西河原童子川線から比留田側につきましては、二ノ宮神社に接する区間は既設水路上を暗渠化いたしまして、上部を歩道として歩道有効幅員1メートル以上を確保し、整備したところであります。

未整備区間の二ノ宮神社から比留田側につきましては、一部、農村モデル事業で歩道幅員1.7メートルを路肩部擁壁工により、延長238メートルの整備が完了しておりますが、車道部につきましては、ご指摘のとおり、車道有効幅員が4メートルと狭く、車両の交互通行には支障を来している状況でありますし、主要地方道野洲中主線からの出入りにも不都合を生じている状況であると認識いたしております。この区間を小比江側同様に、現在の道路敷き幅7メートル内で拡幅する場合、車道部につきましては5メートル以上が確保できますが、主要地方道野洲中主線への取り付け等につきましては、一部、用地の確保や農業用水バルブの移設等が必要となりますので、今後の車両等の通行状況を勘案しな

がら考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育次長。

教育部次長（高田利江子君） 森議員の二ート、引きこもりについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市における二ートの状況についてでございますが、平成14年度調査におきます滋賀県の無業の状況、これは在学中は除いた15歳から34歳の対象人口28万人に対してでございますが、おおむね1.7%、4,760人であります。本市の状況については、それを置きかえまして人口から推測いたしますと、100人以上の二ートがおられるのではないかと考えられます。

次に、2点目の学校教育、社会教育から教育者としての見解をとということでございますが、二ート及び引きこもりの現状は、議員ご指摘のとおり、社会の根幹を揺るがしかねないほど深刻な状況にあると言われていることを承知しております。この重要な社会問題につきまして、これは学校教育でも取り組まねばならないと考えております。教育現場での二ート及び引きこもり問題における効果的な対応につきましては、各学校における日々の教育活動の充実にあると考えます。教育委員会といたしましては、子どもたちが自分の自尊感情、それと自分の有用性に気づいてその力を発揮し、社会に巣立っていけるよう、各学校の取り組みに対する指導並びに支援の充実を図りたいと考えております。

3点目でございますが、効果的な対策法など教育現場においての考えはということでございますが、キャリア教育の充実がその中では重要な対応であるとも考えております。勤労観、それから職業観を育てる教育活動につきまして、総合的な学習の時間をはじめ、教育課程に位置づけ、小学校、中学校それぞれ子どもたちの発達段階に応じまして計画的かつ継続的に進めているところでございます。

本年10月には、野洲・中主両商工会をはじめ、家庭、地域の皆様の多大なご尽力を得まして、野洲北中学校におきまして週5日間の職場体験学習を実施いたします。次年度以降は、本市におけるキャリア教育の柱として、週5日間にわたる職場体験学習実施校を拡大する予定でもございます。これは県の方針でもございますが、子どもたちが社会の中でたくましく働く方と直接触れ合う中で、働くことの意味、尊さ、そういうものに気がつき、自らの学ぶ意欲を一層高められるよう指導したいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 森申行君。

19番（森 申行君） いろいろお答えをいただきまして、ありがとうございます。

まず、通学道路の方でございますが、実は、昨年6月議会、合併するまでのことでございますが、一度、この問題で質問をしたことがございます。そのときの回答書でございますが、現在、ここにも持っておりますが、建産部長が回答してくれましたが、そのときは、町道の堤西河原線の通学路を改造中でありまして、これがほどなく終了するので、これが終われば直ちに、この問題は切実な問題だと思っているので、地元関係者と話し合いをしていって取り組んでいきたいというふうな考え方をはっきりと聞いているわけでございます。その後、合併に入りまして、いろいろと事情もあるわけでございますが、そういうような毎日、大変たくさんの通学生が通っております。

それから、比較的車が通らんやないかというようなことをおっしゃるわけですが、実際問題、あれは通らないのではなくて、通れないので通らないわけなのです。これは比留田の方からの入る道なのですが、野洲中主線からオカダ植物園の信号でございますが、あそこは感應式の信号でありまして、小比江線から何へ出るときには、一旦停止をして待つわけです。そうすると、1台がとまっておりますと、野洲中主線からは入っていけない、ブロックで通路を囲ってありましたので入っていけないという、こういう現状で、信号が感應してから車が出るのを待って入るといふ、こういうような不便さがございました。こういうことも前回の質問で中主の方で指摘いたしましたら、本当に驚くほど早いことブロックをばばっと20メートルほどですか、取ってしまっ、一応、車が入れるようにはなりましたが、これは幅が広がったわけではございませんので、ただ歩道のところに車が乗って入るといふ、こういう現状ですが、とりあえず野洲中主線で待機せんならんという現象は、今現在解消されている現状でございます。

こういうことでございますので、どうか一つ、早い機会にこういうことを真剣に考えていただきたいということをお願いしておきます。

次に、ニートの方の問題でございますが、これは、私も大分あちこちの文献を読んだりやりましたので、頭の中もちょっとこんがらがってしまうというような現状でございますけれども、日本の教育体系というものが、イギリスなどと違っ、一体化していない。教育体系が職業訓練などと相互に関係を持っていないというようなこともございまして、職業意識をはぐくむようなカリキュラムができていない、こういうところに何か原因もあるんじゃないかなというふうなことも考えているわけでございます。

ただいまも、そういうこともちょっと触れてご回答いただきましたが、ここで最近テレビで見た現象を一つ申し上げたいのですが、ちょうど私、チャンネルをひねりましたらインドの国の山奥の方だと思いましたが、インドの子ども、小学生の3年生か4年生ぐらいだと思います、子どもが何か袋を下げて、そこへ新聞紙の回収をして入れるわけです。それも束になった大きい新聞紙を回収して、それを業者に売るといふ、こういうのじゃなしに、本当に紙くずの中から、再生のためのちぎれた新聞紙を拾い集めて、そして、それをお金にかえていくという、こういう現場取材をテレビの方でやっておりました。それで、インタビューをしましたら、その子どもは、これはお母ちゃんにちょっとでももうけて渡して、そして、家計の足しにしてもらうんや、こういうしおらしいことを言うわけですね。そして、また、ある子どもは、これでノートだとか鉛筆を買いたいと、こういうことを言います。それからまた、こういう子どもたちを管理というのか保護というのか、しているところでは、本当にわずかな微々たる収入、この中からわずかずつの毎日貯金をするように、そういうことを世話をしているところがありました。日本の現状と比べますと、非常に大きな差がございます。貧乏にまさる教育はないというようなことをいつか聞いたことがあります。日本のひげの生えた血気盛りの青年が親のすねをかじってごろごろやっているというようなニートを考えるときに、非常に痛感したわけでございます。ニートの人たちの状態も検索して読んでみますと、その人らはその人らで切実に悩んでいるということもよくわかるのですが、これはやっぱり国家の問題、あるいは、それぞれの行政で真剣に考えていってやらねばいけないというふうなことをつくづく感じ取っているようなところがございます。

特に、この日本の現象でございますが、私も仕事柄、一番手近な例を1つ申し上げますけれども、制服の方を扱っておりますので、今までは全部広島工場が大体、全国の70%ぐらい制服を製造しているわけです。もともと軍服を主体にやっていた工場が多いのですが、結構規模の大きい、中には100億円以上の企業もあるわけで、そこらも取引があるわけなのですが、これがもうことごとく日本の工場を閉鎖してしましまして、そして、現在は中国で製造しております。ほとんどの作業服、みんなそうです。女性用の高級な事務服だけは、一部大阪あたりで縫っているのですが、これもごく限られたわずかな数です。そんなことで、向こうで合併会社をつくっておりますが、これなどは非常に最新式の工場でありまして、皆、1,000人規模の工場です。そこへ私も何回か視察に行きましたが、自転車で通勤してくるわけですが、1,000台からの自転車がずらっときちっと並べら

れていて、壮観という言葉が適切なような現状でありました。そして、ミシンにいたしましても、一番最新式のいいミシンが全部日本から行っています。そして、縫う方の技術は、全部これは日本人が出て行って教えているわけです。

一時、最初はサイズはばらばらだわ、非常に商品としては間に合わないようなのができておりましたが、最近はそのようななしに、ポケットは幾つつけても、どれだけやっても値段は一緒というような条件があったりして、できるだけいいことを考えて指示して、これをやらせておりますので、非常に立派なものが、比較にならんような、いわゆる月給1万円というような給料で生産されているわけです。これはもう日本で何ぼ太刀打ちしてもかなわないというような現実があります。といいますのは、日本で現在、ミシンを踏めるような人、こういう仕事に携わるといふ若い女性などは皆無と云っていい現状であります。こんなことで、今現在、日本のそれまでのミシンの工場あたりは、大体70人ぐらいを1つの団体にして、そして、中国から若い女性も全部指導するように寄せているわけです。そして、大体3年をサイクルにして一人前に育て上げて、そして、日本に残って仕事する人、あるいは本国に帰って指導に当たる人、向こうで工場につく人、こういうようなことで自分のベッドの幅だけがその人らの宿舎なのです。とまるどころだとか何は一切、皆、こちらの工場持ちで、そういうことをやっております。若い人らですので、非常に覚えも早いですし、そういう現象が今現在起きております。今まで老舗を誇りましたどぶ池あたりの問屋もシャッターがおりまして、シャッター街だとか、あるいはその前に駐車をしまして、駐車街だとか、非常に昔の当時を知っている者にとっては考えの及ばないような現象が起きているわけです。

こんなことで非常にこのニートの問題を考えるときに、日本の国はこんなことでどうなっていくのだろうというような危機感を切実に思うわけでございます。こういうことでございますので、一度、教育長さん、こういうことに対しましてどのような、いろいろお考えもあらうと思っておりますので、お答え願えれば幸いです。よろしく願います。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 森議員の再質問にお答えいたします。私は、4点の視点からお話をさせていただきます。

1つは、ニートと直接関係がないとは言えないのですが、直接関係があるとも言えない。学校教育の第一は、やはり子どもたちの学力を保障する。これが第一です。これは責任転

嫁ができないのです。学校だけの責任ですからね。これはしっかりやらなければいけません。

それから2つ目でございますが、今度は学校と社会教育、学社ですね。学社が1つになって子どもたちを教育する必要があるというふうに思います。そこら辺にもっと力を入れなければいけないんじゃないかな、こんなことを思います。具体的に申し上げますと、体験的な学習、これは学校だけではなかなか、やっぱり地域社会の協力がないとできませんから、例えば環境ボランティアでありますとか、あるいは福祉ボランティア、そういうような子どもたちの心の教育につながります体験活動は大事にしていきたいなと、このように思います。

それから、学際融合で文化・スポーツの面でございます。文化活動あるいはスポーツ活動はやはり心を鍛えますし、いろんな体験で人間が強くなります。私は非常にこれを大事にしたいなと、こんなことを思っています。子どもたちですと、中学校では部活動がございますし、それから、地域総合型のスポーツクラブもございますし、スポーツ少年団がございますし、文化活動も子どもを対象にした、例えばガールスカウト等がございます。そういうものをやはり活性化をしていって、そして子どもたちを鍛えていくといいますか、心を豊かにしていく、そういうようなことが大事であろうというふうに思います。

3つ目は人権教育、言葉をかえますと幸せ教育と、こういうふうに言った方がいいと私は思うのですが、まずは違いを認め合う。人間、いろいろ個性がございます。それを認め合う。一律のものを排除するような地域社会あるいは学校の集団でありますと、学校へ行きたくない、世間に出たくない、こういうようなことになりますから、やはり違いを認め合う人権教育は大事にしていかなければいけない。

それから、4つ目はキャリア教育ですね。これは答弁にも出してもらっておりますけれども、これからの子育ては学校・家庭・地域社会、加えまして企業・事業所にもかかわってもらおう。そして、正しい勤労観といいますか、働くことが世の中のためにどういうふうに具体的に役に立つのか、自分のそれが生きがいになるとか、そういうような体験を、あるいは、大人の人たちが実際、企業・事業所ではどんな苦勞をなさっているのか、私はそういうような体験をぜひともさせたい。そのことについて少しお話をしますと、今年度は、野洲北中が研究指定校になっています。そして、来年と再来年にかけて滋賀県下の全中学校でキャリア教育を進めていくと、こういう県の計画でございます。県の教育長は、これは県民運動に高めていきたい、こういうようなこともおっしゃっています。私も同感

であります。野洲市としても全面的に協力をしてまいりたいというふうに思います。ですから、野洲市には3つの中学校ですから、今年は野洲北中学校、そして来年は、まだどちらか決まっていませんけれども、野洲か中主かということになっていきます。3年がかりで指定をしまして、そして浸透させていくと、こういうようなことに力を入れていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 森申行君。

19番（森 申行君） いろいろありがとうございます。

このニートの問題なのですが、当事者はそれなりに深い悩みも抱えているわけで、精神障害があるとかないとか、問題だとか、いろんなことが言われておりますけれども、要するに、こういう言葉があるのですが、教育とは共に希望を語ることというような言葉、私が好きな言葉なのですが、やっぱりその身になって一緒に同じ目線で話し合いをして解決をしていかないといけない部分があるのだと思います。特に、先ほども申しましたように、一旦ニートに落ち込んでからは脱出が非常に難しいということがございます。やはり、早くからコミュニケーションを図れるような教育、もちろん、これは学校だけの問題ではございません。むしろ家庭や社会の問題だと思いますけれども、こういうことを一つ、特に念頭に置いていただいて、今後の教育に携わっていただきたいということをお願いしたいところでございます。

いろいろ、まだ話し合いたいことはございますけれども、これは今日の機会でなくても、いろいろまた聞かせてもらうこともできると思いますので、よろしくお願い申し上げておきます。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第23号、第24番 荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） 第24番、荒川泰宏です。私は教育改革と進路指導などについて質問いたします。

文部科学省においては、子どもたちに自ら学び考える力や豊かな人間性をはぐくむための教育内容の見直しや、完全学校週5日制の導入、心の教育の充実、個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現など、さまざまな観点から教育改革を進めてきました。しかしながら、ここ数年、教育の荒廃に関する具体的事件や未成年者による凶悪事犯の頻発が社会に大きな衝撃を与えています。危機的状況にあると言われる我が国の教育は、抜本的な改革が迫られています。こうした中で、本市においては教育改革に対しどのような取り

組みをされようとしているのか、伺います。

また、滋賀県下では、県立高校全日制普通科の通学区域を平成18年4月入学生から廃止し、全県一区制とすることを決め、本年はその実施に向けたさまざまな対応が本格的に始まっています。学校の選択幅を広げ、多様化する生徒のニーズに応じて個性や能力の一層の伸長を図ると共に、主体的な学校選択により自ら学ぶ意欲をはぐくんであげなければなりません。

一方、高校側では、学校選択幅の拡大と共に、生徒や保護者から選ばれ、期待に応えられるような学校の特色づくりを進めることもさらに大切になってきています。滋賀県では、これまでも単位制高校、総合学科や中高一貫教育の設置、普通科に併設する特色ある学科やコースを設けるなど、特色ある高校づくりに努めてきましたが、本年度からは10の研究指定校を感性を豊かにし生きる力を育てる学校、得意分野を育てる学校など5つのグループに分け、学校の特色づくりと活性化を図るモデル事業として、特色ある高校づくり事業に取り組まれています。研究指定校では、教育目標の見直しや教育課程の改善を行い、学校設定教科・科目を設けたり、高校・大学の連携やインターンシップ、社会人講師を招くなど、学校外の教育力も活用するなどして教育内容の改善を行い、学校の特色化に努めています。

高等学校の通学区域の全県一区制は、単に高校教育だけにとどまらず、高校選択に向けて中学校はもとより、小学校から学習の目標意識を持つことが必要となり、このことが学校教育全体へ大きな影響を与えるきっかけになるものと考えられています。このような中で、本市としては、このたびの通学区域全県一区制の取り組みに対し、生徒や保護者にもどのような対応や対策をされようとしているのか、伺います。

また、本市内には唯一の公立校、野洲高等学校が存在します。このことをきっかけにまちづくりの戦略としてあらゆる面で支援し、光り輝く高校として将来の本市を担う人材育成が必要であると考えますが、所見を伺います。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 荒川議員の教育改革と進路指導についてのご質問にお答えいたします。

平成17年度滋賀県学校教育の指針であります心豊かでたくましい人を育てる学校教育の推進に基づきまして、新しい時代を切り開く知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくりを野洲市の教育目標といたしまして、本年度の取り組みを進めているところ

でございます。

1つ目は、基礎・基本の徹底を図りまして、わかる授業の展開と個に応じた指導の充実であります。具体的には、少人数授業等の指導方法を工夫・改善したり、授業力の向上及び教材開発につながる講座を開設したりしております。

2つ目は、社会奉仕の精神や正義感、倫理観を備えた豊かな人間性と命、愛、人権を大切にできる心の教育の推進であります。具体的には、ボランティア活動等の体験的学習の推進と道徳教育の充実、そして、全教育活動中での人権教育の展開と個別の人権問題を学ぶ人権学習等がございます。

3つ目は、いじめ、不登校、児童虐待などの課題に対応するため、教育相談体制と連携体制の整備・充実であります。具体的には、スクールカウンセラーやオアシス相談員を配置いたしましたり、教育相談、生徒指導担当者を中心にした連絡協議会を開催したりいたしております。

また、18年度から公立高等学校普通科の通学区域が廃止されると公立高校の入試制度が変わります。この変更に伴う対応や対策につきましては、説明会を昨年度内に開催しております。そして、今年度におきましても、高等学校の特色や教育内容を少しでも早い時期から生徒や保護者に情報提供できるよう、各中学校で進路説明会を実施しております。また、夏季休業中を中心に行われました、あるいは現在も行われています高等学校の体験入学等への積極的参加を促しております。2学期以降も引き続き、生徒や保護者への早い情報提供を行っていきまると共に、個に応じたきめ細かな進路指導に努めるよう、指導・支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） 詳細にご回答いただき、その中で私が一番心に残りましたのは、基礎・基本というお話をされました。非常に大切だろうと思います。ヤクルトにおられた野村監督の「誤った練習を100回しても上達しない。最初の基本が大切である」というようなお話と合致するのではないかと、このように思います。

さまざまな取り組みをされておられるということはお聞きいたしました。しかし、教育改革という観点に立って、まず私が一番気になりますのは、学習に入る前の姿勢であります。例えばスポーツにおきましては、武道のように礼で始まり、礼で終わる、いわゆる礼節がございますが、そして、その中にはきちんとしたルールがございます。最近の傾向と

いたしましては、このルールを守らない、こういう風潮があり、また、それをとめようとする制止力がなくなってきていると強く感じます。特に、その制止力に対し、反対に子ども権利だとか自由という言葉が余りにも保護者から耳に入ります。そういう中で、私は、中学校の校則についての基本的な考え方を尋ねます。

また、一方で、完全学校週5日制の導入は、児童・生徒にとって年間休日が160日以上となりました。一方、保護者側では、企業等に勤めている場合、週休2日制が実施されておりますが、まだ第2・第4土曜日だけの実施となっている職場が多いのではないかと思います。家族の方は地域や家庭での安全面や学力面での諸問題が発生するのではないかと、今なお心配されています。このような中で本市の教育方針があるわけですが、いま一度、子どもたちを取り巻く環境等の現状を再把握していただき、今、各市町村で取り組まれております教育プログラムの策定をすべきと考えますが、所見を伺います。

また、前段で申し上げました学校でのルール、いわゆる校則についてであります。私は、日本の文化である礼節の教えは、教育を柱とし、日本全国の中で一番この礼節ができる学校として注目を浴びる野洲市にしてはどうかと思う提案がございますが、この提案に対しての教育長の考え方を伺います。

次に、進路指導についてであります。まず、県の教育改革として実施されました中高一貫教育についてお尋ねいたします。現状、野洲市内から何人の生徒が県立守山中学校に通学しているのか、そして、小学校6年生の児童や保護者に対し進学相談があった場合に積極的に勧められようとしているのか、現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

3点目に、地元高校への対策と支援でございます。先ほども申し上げましたが、公立高校として唯一の野洲高校が本市に存在しております。まちづくりの戦略としてこれを逃すことは非常に問題であろうと、このように私は思います。そういうことから、具体的にはハード面的な支援、そして、ソフト面的な支援が必要であると思います。現状の野洲高校におきます通学を見ますと、校門を出たあたりは非常に交通安全上問題があります。そのようなことをはじめ、高校を取り巻く周辺環境整備が必要でないかと思います。また、ソフト面に関しましては、先ほども教育長から文化・スポーツのお話ございましたが、現状、女子生徒のクラブ活動離れが非常に進んでおります。いわゆる帰宅部の増加でございます。これらを解消するためには、現状の高校だけの力では及ばないことも考えられます。そういうことから、野洲市内におけます各種団体との連携、また、市が実施いたしま

すイベント等への参画を積極的に働きかけることが必要と考えますが、この点についても
お考えをお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 荒川議員の再質問にお答えいたします。

たくさんご質問をいただきました。1つ目ですが、礼節、いわゆる授業前のまず姿勢からというお話がございました。子どもたちは授業の前には起立をしまして、そして礼をしまして、学校によりましては、クラスによりましては、元気よく「お願いします」というようなところもあるとは聞いております。しかし、すべてではありません。再度、これは校長会を通しまして、校長会は月に1回行っておりますから、そういうような議会での話があったということを伝えまして、それぞれの学校で取り組みをもう一遍見直していきたい、このように思います。

それから、校則に対する考え方でございますが、1つ例を出してお話をさせていただきます。最近、中学生のスカートの丈が短くなったというような苦情をいただいて、指導はどうなっているかというふうに言われているわけですが、現在、各中学校とも標準服を指定しております。この服装等につきましては、生徒会、それから職員会議で協議をいたしまして、そして、保護者の意見も聞きながら、校則ということで縛ってはいないのですが、子どもたちの自主的な判断で指導を進めていると。学校によりましては、若干違いまして、子どもたちと教師集団が点検をしているというような学校もございますけれども、服装等につきましては子どもたちも理解をする、教師も、それから保護者もというようなことで進めております。

それから、教育プログラムの策定についてのお尋ねがございました。野洲市として教育改革のプログラムは策定しておりません。しかしながら、滋賀県教育委員会から示されております学校教育の指針をもとにいたしまして、野洲市の教育という、これでございますが、45ページにわたります教育指針でどういうふうに学校で、あるいは教科で進めていくのか、それをここにまとめてございます。これに基づきまして進めているということでございます。

それから、中高一貫教育にかかわりましてでございますが、平成15年度から始まりました中高一貫教育、県立中学校への進学は今年度で3年目を迎えているわけであります。野洲市としましては、各小学校の進路指導におきまして、中学校進学に向けての指導を行っております。これは当然でございますが、特に県立中学校に進学することにつきまして

の全体の説明は行っておりません。しかし、保護者なり、あるいは子どもから志願しているという情報が入りましたら詳しく個別に説明をさせてもらっております。

それから、進学者数、進学の状態、県立中学校へどれくらい進学しているか。平成14年4月現在は9名の子どもたちが県立中学校に進学いたしました。内訳は県立守山中学校が8名、それから河瀬中学校が1名という状況でございます。ちなみに、昨年度は14名でございました。守山が11名、河瀬が3名。15年4月は10名でございました。これはすべて守山中学校でございました。さかのぼりますと、そういうような状況でございます。

それから、地元高校への支援でございますが、まず、子どもたちをどの程度進学させているか、これも支援に入りますからお知らせしますと、17年度は59名の子どもたちが野洲高校に進学しております。率で言いますと13.1%。中学校別に申し上げますと、中主中は4名、3.1%、野洲中が38名、24.2%、野洲北中学校が17名、10.2%、こういうような状況でございます。

それから、野洲高校をどう支援していくのか、こういうようなことでございますけれども、やはり中高の連携というのは非常に大事にしていきたいなというふうに思います。最近市民の方から「野洲高校にこういう部活動をつくってもらえないか。部をつくってもらえないか。指導者の問題があるだろうから、私たちが指導に行ってもいいですよ」と、そういうようなお話もいただきまして、校長には伝えてございます。なかなか実現はしておりませんが、そういう市民の方からの働きかけもでございます。

それから、大事にしたいのは、せっかく野洲高等学校に入学して、みんなが卒業していない。これが一番私の悩みでございます。これは、行政もそうですけれども、特に中学校と高等学校の連携が必要であろう。入学をさせたら、それは特別の事情もあるかもわかりませんが、全員を卒業させてもらいたい。これは、野洲高等学校だけじゃなしに、地域ぐるみで野洲市の中学校あるいは行政が連携しまして、ぜひとも卒業率を高めていくということは大事であろうというふうに思います。

それから、いわゆる小中学校の教職員を対象にした研修会をやりましたら、野洲高校にも呼びかけています。実際、参加もしてもらっています。それから、子育てに関する懇談会等も、野洲高校から管理職が、校長も教頭もお見えになるときがございます。ということで、地域の高等学校として意識して頑張ってもらっておりますし、私たちも連携をしながら地域の学校として盛り上げていきたい、このような支援の方法を今考えております。

すべてお答えできていないかも知れませんが、以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） 何点にもわたる質問でございましたので、まず、最初に、礼節の関係でございますが、私は、自分の希望としては、全国で日本一礼節のできる学校づくりが野洲市の売り物になったらという思いを持っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、校則についてでございますけど、先ほど申されましたように、常々、私も言っております。やはりスカート丈でございます。もう入学すると同時に、せっかく買っただいたスカートを切断しておく。こういう状況が、これが教育の最初の基本だと思うのです、学校に入る前の。そのことが若い教職員のセクハラ事件に、全国的にもつながっていることも考えられますし、受験を控える中学3年生の男性にとっては、やはり挑発的な部分を受ける、これは中学3年生の男性の諸君から聞いております。余りにもひど過ぎるということも聞いております。それがいろいろ、田中議員等が言われる男女共同参画社会のあり方の中で見直すべきではないのか。自分の隣に短いスカートの女性が座ることに対し、また、化粧の臭いがすることに対し、どういう思いで男性の生徒が授業に臨んでおるかということも十分に考えていただきたいと思ひます。

それから、教育プログラムの策定の関係でございますが、先ほど指針で40数ページにまとめておるといふことで、私もちょうだいいたしておりますので見ているわけですが。全国的には今取り組まれておりますのが、大体2ペーパーでプログラムをわかりやすく保護者や地域の方に配付できるようにしておられます。こういうものをプログラムを作成し、40ページにわたる、それも結構でしょう。しかし、こういうまとめ方も必要ではないかと、このように思ひますので、ご検討していただけますようお願いいたします。

それから、進路指導についてでございますけども、守山中学、河瀬中学に行っておられる人数、まだそれほど多くないということもございますね。そういう中で、これから全県一区の制度が始まることに対し、これがどのように変化していくのか、この部分の進路相談が大切であろうかと私は思ひますので、いま一度、ご検討を前向きにしていきたいと思ひます。

それから、地元高校への支援の関係でございますけれども、なぜ私がここで地元高校支援と言ひますのは、非常に懸念しているところがござひます。と申ひますのが、野洲高校

の沿革でございますけれども、先日、お時間をいただき、校長先生や教務担当の先生といろいろとお話をさせていただきました。野洲高校は昭和19年4月に滋賀県野洲郡立女子農芸学校として小篠原にて開校され、市三宅に農場を整備し、これがスタートとなっております。そして、昭和58年4月に全日制普通課程普通科6学級270名として発足いたしました。その後、野洲高校では、61年には7学級に、そして62年には8学級に、63年には選抜高校野球選手権大会に出場し、4月には9学級になりました。ところが、平成5年4月には8学級に、平成7年4月には7学級に、平成8年4月には6学級、平成12年4月には5学級、そして平成15年4月には4学級となってしまいました。こうなりますと、野洲市のまちづくりの中で、やはり若い力というのがまちづくりには欠かせないし、このまちを担う青少年の育成がこのまちの存亡にもかかわると私は思います。

当時の野洲高校に入学した入学率を見ますと、非常に高かった。でも、最近は、野洲中学、北中学、中主中学から野洲高校に進学される率は3分の1まで落ち込んでいる現状になっております。これはなぜかという分析を、高校は高校側でもやっておりますが、しかし、やはり野洲市としても、このことは十分に受けとめて進路指導をしていただかなければならないと、このように思います。なぜ、その進路指導をしなければならないかといいますが、全県一区に伴いまして、傾向として近江八幡より北部から学習意欲のない生徒が集まる可能性が高いということがささやかれています。このことを耳にします。そうなりますと、せっかくの公立の唯一なる野洲高校が、学習意欲のない生徒が野洲駅から降り、中央線を歩く姿を想像しますと、非常に寂しい思いがいたします。やはり、野洲のこの中央線の道路をはつらつとした高校生が通学してくれることを地元の住民としては祈るところでございます。

このことから、今回の中学3年生の進学指導にあたっては、しっかり野洲高校と連携をとっていただいて、学習意欲のある生徒をしっかりと勧めていただけますことをお願いするところでございますし、一方、野洲高校も校長先生をはじめ、昭和59年に普通科になりました、その基本に戻り取り組みたいと、このような強い決意を示しておられます。どうか十分な連携をとっていただきたいと、このように思います。

最後になりましたけど、私は、先ほどから申しましたが、まちづくりにはこれからの20年、30年先の野洲市を担いますと、今の高校生が中心になってくれると思います。その子どもたちに夢と希望を与えられますように、どうか進路指導については十分な配慮をしていただきますことをお願いし、質問を終わります。

議長（秦 眞治君） それでは、暫時休憩いたします。

（午前 11時38分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第24号、第28番 川口東洋君。

28番（川口東洋君） 28番、川口東洋でございます。2件にわたりまして質問いたします。

まず、公的施設の駐車場対策、安全対策についてお尋ねいたします。このことにつきましては、これまで何回かお尋ねもしましたし、また、逐次整備が進められてはおりますが、全体的にはなかなか進まない現状でございます。1例としては、新しい施設が既設の設備を圧迫している、例えばぎおうの里の場合もありました。要領はともかくとして、それらにつきましては、安全対策に不備が見られ、改善が求められる場合も多いように思いますが、対策をお尋ねいたします。

次に、これも重なったの質問でございますけれども、なにしろ気がかりでございます。学校の安全についてお尋ねいたします。児童・生徒の安全、快適な学校生活に地域差があってはならないという考えから、特に学校の安全、最近のことについて、教師や保護者任せではいけない、行政として等しく安全を提供できる施策を講ずるべきだと考えるところでございます。対応策をお尋ねいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 川口議員の公的施設の駐車場対策、安全対策についてお答えいたします。

公的施設の駐車場につきましては、いろいろ問題点、課題を抱えていることは十分認識しております。その中で公的施設の駐車場対策につきましては、駐車場整備が未整備の施設につきましては、今後とも現状を把握し、可能な限り整備を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（高田一巳君） 続きまして、高齢者福祉施設ぎおうの里の整備に係ります隣接します総合体育館駐車場への影響についてのご質問と思われましても、総合体育館の駐車場につきましては、現在、施設の東側で141台、西側で215台の駐車ス

ペースをそれぞれ整備しております、全体で356台の車両が収容できますので、通常時はもとより、ある程度の大規模な行事にあっても十分対応できるものと考えております。

次に、ぎおうの里の安全対策についてのご質問ですが、災害等非常時にあります、市道富波経田線からの進入路以外に童子川の管理用道路や農道を使用することで安全を確保する考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 次に、第2点目の学校の安全についてお答えをいたします。

学校の児童・生徒に対する施設の安全対策につきましては、耐震補強、あるいは門扉等の施設整備を計画的に図っています。特に、近年大きな課題となっております不審者対策につきましては、市教育委員会の指導のもとに各学校に不審者対策マニュアルを作成し、それぞれ、実際にそれに基づく訓練、あるいは子どもたち等も一緒に訓練等に取り組んでいる状況でございます。

また、児童・生徒に対する学校施設の快適さ、立地環境により施設の現状は多少の相違があります。このため、学校施設の平準化を図るため、これにつきましても計画的に施設整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 川口東洋君。

28番（川口東洋君） このたびは国会の非常に迷惑な解散と、総選挙が実施されました。私は、選挙期間中、非常に迷惑な総選挙、解散だというふうに訴えてまいったのですが、その中で、私が学校の安全について何回か質問させていただいているというのも、私が滋賀県選出の参議院議員、林議員でございますけれども、党内で学校安全法プロジェクトチームというのを呼びかけて、事務局長に就任して頑張ってくれているということでございますから、このたびの選挙でそれぞれ見せてもらいましたが、例のマニフェスト、これに民主党の場合は、学校安全対策を総合的かつ計画的に推進するために（仮称）学校安全基本法案を制定しますと。国や自治体が安全基準策定や体制整備の責務、役割を積極的に担って、地域による子どもの安全に差異のないようにということ、防犯、防災、さっきおっしゃった老朽化や事故防止、環境衛生、最近ではアスベストですね。20数年ほど前ですか、私も当時の議会で質問させていただいた覚えがありますが、あのときは言わばなし、答えっぱなしだったというふうに思います。それが今、また再燃してきているわ

けでございますが、そういう、今申し上げましたのに比べまして、自民党さんのマニフェストによりますと、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、学校、家庭、関係機関等の連携のもとで学校の安全管理の徹底を図る。施設の耐震化、防犯設備の拡充を推進するという、非常に簡単に触れられております。

選挙の結果から、ご存知のとおり、実現は遠のいたかなというふうに考えて非常に残念なわけでございますけれども、やっぱり野洲市の子どもたちは野洲市の教育委員会を中心にして、行政を中心にして、そしてみんなで守っていこうということを考えます。それが遅れることのないように、ぜひ進めていていただきたいという思いが強いので、改めて質問いたしております。

それから、公的施設の駐車場対策ですけれども、さっき例を言っていましたぎおうの里、なるほど、その進入路は市道に指定して拡幅されたのだろうというふうに思いますが、片方の、今挙げられた農道と、そして、もう一つは童子川の管理道、これは非常に通行しにくい。弱者が入っている施設でございますよね。同じように、弱者が入っている施設という意味合いで申すならば、先ほど申し上げました逐次整備がされて進行しているという意味合いで言いますと、最近やっと解決の目処がついてきた保育園の問題や、あるいはまた幼稚園のことでの保護者からの要請にこたえて、今とっておられる対応策というのは、どういう見通しでもって今進行しているのかということについて、今後のこと、これは最終的にどうした解決になっていくのだろうというような目処をぜひとも示していただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 再度のご質問でございますけれども、ぎおうの里の安全対策につきましては、平常時におきましては市道富波経田線からの進入路だけで十分役割を果たしていることと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、非常時につきましては、農道や童子川の管理用道路を非常時のみに使わせていただくということで考えておりますし、また、今、ご提言いただきました意見につきましては、経営する法人にも、不備があれば改善されるよう申し伝えていきたいと、かように考えております。

それから、第1保育園の駐車場対策についてのご質問でございますけれども、野洲の第1保育園は、児童数が約150人のマンモス保育園にもかかわらず、住宅街にありまして、保護者の送迎用の駐車場もなく、保育園の進入路や前の市道に駐車されることから、道路交通上、大変危険で、近隣の住民や自治会にご迷惑をおかけしてまいりました。そこ

で、今般、保育園の隣接の土地及び家屋を買収し、駐車場として整備するために交渉を重ねた結果、このたび交渉が成立し、土地及び家屋を取得することができました。そこで、現在、地元自治会と家屋の取り壊し工事及びその廃材の搬出経路につきまして協議を重ねているところでございます。現在の保護者の送迎用の駐車場につきましては、民間の駐車場2カ所10台分を借り上げまして対応しているところでございます。そして、そこにまた、保護者並びに通行者の安全確保のためにシルバー人材センターに誘導員の派遣を委託いたしております、安全確保に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 答弁に漏れがありますか。どうぞ、川口東洋君。

28番（川口東洋君） 2回目の再々質問になるのかな、ちょっとわかりませんが、いつごろになったら正常になるかというような見通し、これからやっぱり自治会なり住民の人たちにご理解いただいて協力をいただきながら解決もしていかならんということもありますし、それから、今答えていただいたのは保育園の部分。幼稚園の部分についても保護者からの希望があった、それに応えている対策があると思う。それも答えてほしい。

ごっちゃになりますけど、例の管理用道路というふうにおっしゃった待避道です。民間ですと、開発するときに袋になったところには絶対に開発許可がないというふうに聞いておりますよね。だから、ここの場合は道があるのだということになるのだろうというふうに思いますけれども、もちろん、業者にもそれは伝えるという答えはそのとおりだというふうに思いますが、行政としてもやっぱりしっかりとした道路をぜひともこの際で言うのでしたら、農道よりも童子川の管理用道路整備をしていくということが、どちらになるか知りませんが、大事なことだというふうに思っています。

どちらも保育園、幼稚園、そして今申し上げました施設につきましても、いわば社会的弱者が集うところということになりますから、ぜひしっかりとっていただきたいと思っておりますし、今申し上げましたうちの、例えば近所からの騒音で迷惑をするからということとで待避をしている行事、園主催の、そういうのがよそのところでお世話にならずにできるような施策をしっかりとフォローしていただくということが大事だというふうに思います。今申し上げました、いわゆる、これから地域とその住民の皆さん方と相互理解し合いながら協力をして進めていって、ほぼいつごろになったら正常になるだろうかなというふうな目処ぐらいは答えられるのではないかとこのように思います。

それから、もう一つ、学校の安全についてもですけど、学校というふうに表示いたし

ておりますけれども、例えば昨年の決算の実績報告書、それによりますと、36個ものさすまたを購入している。これは、うち15が小学校、6個が中学校と、15個は幼稚園なのですよね。ならば保育園も購入しているのかいなという気がするわけですが、決算の中では具体的には出てきていなかった。私はない方がいいと思っていますが。職員室に寄せていただきますと、仰々しく壁につけてあります。早うお帰りなさいという、どこか京都、関西ではほうきを逆さまに立てると、お客さん、早う帰ってくださいという印になるそうですけれども、さすまたが逆さまにというか、どっちがどっちの方向か知りませんが、置いてあると、そういうふうに見えてしまいますね。田舎の古いお家に寄せてもらいますと、座敷のはりにやりとか何かがびしっと飾ってある。まるでそんなのを見るのかいなという思いがするわけでございます。私は、教師にさすまたは似合わないと思っているのです。そんなの持たせたらいけませんわ。やっぱり先生は先生の仕事をさせてあげてください。そのためにぜひとも地域として行政として、しっかりと学校の安全というものを守っていただく、ちょっと前向きの姿勢を示していただきたい。早くあんなものが職員室から消えてしまうように望んでいます。

では、今の私の質問の中で答えるべきものを答えてください。持たさないでおいてくださいよ、もう、あんなものを。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 私の方からは、第1保育園の件につきましての答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、隣接地の土地・建物を買収させていただきましたので、今年度中を目標に、家屋の撤去、整地をしていき、そしてまた、地元自治会の了解が得られますようにしていきたいと、かように考えますので、よろしく願いいたします。

道路の件につきましては、道路担当部の方で答弁させていただきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部マネージャー。

都市建設部マネージャー（堤 文男君） ただいまの童子川の河川管理道の件でございますけど、これにつきましては、ご承知のとおり、県の管理されている河川でございます。一般的に見ますと、あくまでも平時使用しようとする占用が必要になってまいります。それと、当然、占用につきましては、やはり市道認定というのが基本になってくるかと思っておりますけれども、そういった面で特にあの場所を考えてみますと、童子川の橋梁がございまして、すぐ接道というふうな状況になっておりますので、我々の担当部といたしまし

ては、今のところ市道に認定するという考えは持っておりません。ただ、県の方も緊急時の場合には協議には乗せさせていただくということは聞いております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 幼稚園の関係ですけど、野洲幼稚園だと推測いたします。野洲幼稚園につきましては、昨年度、今年から実施いたします3年保育に向けて、それで保護者の送迎の関係で駐車場等が狭いというようなことで、保護者と十分話し合いを持たせていただきました。そして、中の解決策として、1つは、文化ホールの前の喫茶店と幼稚園の間に壁があったと思います。その壁を除去していただいたら、送ってくるのにも見通しがいいということで、その壁を取っ払って見やすくという安全対策を1つさせていただきました。

そして、やはり職員もたくさんおりますので、駐車場問題で、はたに文化ホールがありますので、混む日は別といたしまして、文化ホールにも職員の駐車場を分散し、あるいはまた、民間の駐車場に分散しながら野洲幼稚園の駐車場問題については、そのような方向で保護者と今後も話し合いをしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

もう一点の安全な学校・園づくりでございます。川口議員がおっしゃるように、やはり学校というのは、本来は地域に開かれた学校・園であります。その姿が何よりでございますが、先ほども申し上げましたように、大きな事件等が起きるということで、いろいろな対策を講じておりますが、やはり子どもの命を守るには教師も一生懸命になっておりますので、教育委員会も一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第25号、第26番 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。私の任期最後の質問ということで、今まで執行部、また職員さんには厳しいことばかり申し上げておりました。今回は特に優しい問題に触れて質問をしていきたいと思っております。

まず、質問に入る前に、実は、日本の中でも大変危惧するような出来事が起こっております。今、選挙で郵政民営化法案に対する国民の信託を得たということで自由民主党が大勝いたしました。やはり、何と云っても、私は郵政民営化には賛成するものでございます

が、ちなみに、今、郵政が郵貯を、そのお金が330兆円という額が今現在あります。そこで私が危惧いたしますのは、今日の新聞にも載っておりましたが、外資系のファンド、この不動産取得が何と買収価格が4兆円にも上がっているということなのですね。それはどこでその4兆円の不動産買収が行われたかと申し上げますと、東京都心を中心にその外資系のファンドが買い求めているということが現実に起こっているわけです。ちなみに若干紹介させてもらいますと、ダイエー銀座ビルはシャネルに、自動車の国際赤阪ビルは米国系ファンドのローンスターに売却、あるいは、アメリカ・モルガン・スターレーグループは2003年春に品川の再開発地区に完成した三菱自動車の本社ビルを昨年末に1,400億円で買収、また、不動産ファンドに1兆円の資金を集めた模様で、01年から今年初めまでにホテル、マンション、商業施設などの大型優良物件に3,000億円以上の投資をしているということでございます。そしてまた、アメリカ・モルガンスターレーは、三菱グループが開発した品川グランドコスモズの中核的存在だった三菱自動車の本社ビルや品川駅東方の天王洲地区でも大型オフィスビル、東京M1ビルを取得、日本たばこ産業の工場跡地を再開発した品川シーサイドフォレストにはシンガポール政府の不動産公社が昨年夏に買い取ったビルが2棟あります。また、一番危惧するのはこれでございます。千代田区の首相官邸周辺や港区の外資系の投資案件が目白押しとなり、アメリカ・ローンスターが昨年国際自動車から買収した国際赤阪ビルをはじめ、ホテルニュージャパン跡地にはアメリカ・プルデンシャル生命保険が建設したプルデンシャルタワーが官邸を見下ろすようにそびえているということでございます。また、一方、証券業界におきましては、04年の証券市場では累計で20兆円の売り上げがあります。その20兆円の売り上げの中で外資系が半分を占めているという記事でございます。

こうした恐るべき外資系の資本が日本へ進出してくる、その裏にはやはり郵貯の330兆円という郵貯の資金が。日本の民間に流れないで外資系に流れていくことになれば、これは大変なことになります。そうしたことをやはり我々国民が一人ひとり考えていかなければならない大変な問題だと思うのです。ただ郵政民営化、民営化といっても中身がどうかということをおある程度我々は知っておくべき必要があるかと思えます。

ちょっとこれ、アップで写していただけますか。この黄色い部分が首相官邸です。赤で囲っている部分が、ただいま申し上げました外資系が買収したところです。東京都心はこのような現状になっているわけです。外資系のビルから首相官邸を見おろしておるのですよ。そんな首相官邸であったものじゃないですわね。ホワイトハウスと比較しても日本の

首相官邸というのは本当にみずばらしいものだと思っております。例えばテロが起きたとしても、このような状況の中では本当に大変なことになってくると感じますね。だから、やはり郵政民営化ということで、ただ単に公務員減らしで進んでいくという方法も、それは1つの原理かも知れませんが、やはりある程度考えて行動していかなければならないと私はつくづく感じております。郵政民営化には私は賛成でございます。

さて、私は国会議員でも何でもございませぬので、本題の質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、効率的な入札制度と上屋団地の問題点についてお伺いしたいと思っております。

昭和40年代より人口増に伴う教育施設の拡大、あるいは福祉施設の充実を図り、住民の信託に応えるべく、それぞれの部門で建設が行われてきました。2004年6月、旧野洲町総合センター大規模改修をはじめ、計13本の入札、これは私が入手した設計サイドでの13本ということでございます。先般、7月14日に行われた新上屋団地では変則的な入札が行われていると聞いております。どのような入札であったのか、また、その理由について明確に説明を願いたい。また、新上屋団地建設にあたっては、どのような部分について留意しておられるのか、お尋ねいたします。

この中で1つだけ申し上げておきますが、20メートルの井戸を掘るのに、井戸ですよ、地質調査と違いますよ、参考にしてください。20メートルの井戸を掘るのに井戸と揚水機、ポンプ台とポンプ配水管で200万円です。だから、今、この入札が行われた地質調査だけで、富士設計で190万円かかっていますね。これ、温泉でも掘られるのですか。メートル1万円かかっても19メートル掘れるのですよ、温泉のボーリングでも。以前は、設計の中にボーリング調査費も含まれていたのですよ、地質調査費も。その額が250万から300万までですよ。地質調査費に何で190万も要るのですか。しっかりしてくださいよ。ここへ設計料を加えたら幾らになります。大体、一般的な中高層の地質調査では、これぐらいの調査ですと20万円まで済みますね。どこの設計事務所に行ってもそれぐらいで済むのですよ。採取された標本があるはずですよ。標本も出してほしい、地質調査の標本。わかりましたか。

次に、地域の特産を生かした人・物づくり。当市におきましては、銅鐸の出土により示されるとおり、古来より文化が栄えた地域でもありました。一方、隣接の竜王町には須恵という地域がございます。一説によれば、須恵器の由来は、竜王町の須恵で焼かれていたのでこの名がついたと聞き及んでおります。しかるに、須恵で焼いた土は、多分、大篠原

の泥山から産出される日本でも有数かつ良質の土であったと思われま

す。篠原焼の復活は、近代に入ってから篠原焼、あるいは小富士焼という名で生活雑器として近隣の市場に出ておりました。篠原小学校が100周年記念事業の一環として窯を築造し、泥山から産出される土を使って、子どもたち、老若男女を問わず、地元の陶芸家の指導を受けながら作陶しておられます。これはまさしく生涯学習の最たるものであり、土と火から物を生み出す喜び、感動、そして、芸術とのふれあいは何物にもまさるものはないと私は思います。

このような地域の特産物、また、地域の陶芸家の指導のもとで市民が幅広く活用できる施策の展開を考え、特産物を発展的に活用することにより、地場産業の振興と人づくりの積極的な施策の展開はどうか、お尋ねいたします。特産物というのは、決して農作物だけではございませんので、その辺は間違いのないようにしてください。

今、篠原焼を1点持ってまいりましたので、ご披露申し上げます。この篠原焼をつくられたのは、皆さんもご存知だと思いますが、高木の西郡さんでございます。非常にいいお薄なのですね。一見ぱっと見たら鼠志野風、一見ぱっと見たら萩風、このようなすばらしいお薄茶碗を秋の夜長に一服立てて何すると神経も落ちつきま

すし、私も仏心になります。じゃ、これ、回してみてください。

議長（秦 眞治君） 助役。
助役（川尻良治君） 鈴木議員のご質問のうち、入札制度にかかわる部分につきましては私の方からお答えし、上屋団地の件、あるいは設計積算の件につきましては、都市建設部の方で答弁をさせていただきたいと思

います。
まず、ご質問にございました新上屋団地の入札でございますが、内容的には議員もご指摘ございましたように、建築設計業務と地質調査業務でございます。平成17年2月の受付の入札参加申請書の参加資格に基づきまして、建築設計業務につきましては、建築士法第23条第1項の規定により1級建築士事務所の登録を受けている業者を指名しました。また、地質調査業務につきましては、地質調査業者登録規定第2条第1項の規定により登録を受けている業者を指名し、入札執行したものでございます。

地質調査業務につきましては、議員ご案内のとおり、富士設計コンサルティングが応札し、契約は199万5,000円となっております。

それから、この地質調査業務と建築設計業務を分けたということについてでございますが、基本的に入札参加申請書の資格要件につきましては、先ほど申し上げましたが、地質

調査業者登録規定第2条第1項の規定による登録を受けた地質調査事業者であることを用件といたしておるところでございます。

なお、測量建設コンサルタント業務等に係ります入札参加希望ということでは5区分ございまして、この中に地質調査でございますが、この区分があると、こういうことでございますので、今回、地質調査と建築設計を区分し、それぞれ入札を執行いたしましたところでございます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部総括マネージャー。

都市建設部総括マネージャー（堤 文男君） 鈴木議員の2点目の新上屋建設にあつての留意点についてお答えさせていただきます。

高齢者・障害者対策といたしまして、高齢者・障害者に優しく、安心して元気に社会活動を営める住環境を整備するという視点が重要であると考えております。住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、広めの廊下、あるいは室内の段差の解消、手すりの設置、レバーハンドル水栓等のバリアフリー仕様を全戸に施していきたいと思っております。また、1階につきましては、緊急通報システムを設置し、ドアを引き戸にするなど、高齢社会に対応できる住宅としての役割を果たしてまいりたいと思っております。なお、現在、3号棟にエレベーターを設置しておりまして、渡り廊下により2号棟も利用可能となっておりますが、今般、4号棟についても同じように渡り廊下により共同利用できるようにいたす予定でございます。

環境問題の対策といたしまして、建築完成時にシックハウス対策としてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、あるいはスチレン及びエチルベンゼンの5物質につきまして濃度測定を実施いたします。また、内装の仕上げ材にはホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない日本工業規格または日本農林規格の材料を使用するように考えております。さらには、建築基準法で定められております機械換気設備、すなわち24時間換気システムを導入いたします。

留意点につきましては、もちろんほかにもいろんな側面からの留意が必要と考えるわけでございますけれども、安全かつ快適な住宅を建設してまいりたいと考えております。そして、柱状図等の土質調査のサンプリングの件でございますけれども、今現在、工期中でまだこちらの方にサンプリング自体が届いておりませんので、申しわけございませんけど、お出しすることができませんので、おわびを申し上げておきます。

以上、回答といたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 鈴木議員の地域の特産を生かした人・物づくりにつきましてお答えをいたします。

篠原焼は、明治時代に地元の大篠原から採掘されました良質のしのはら土を利用してつくられた生活雑器として使用されていましたが、長くは続かなかった記録があります。しかし、しのはら土は大変良質であったことから、今でも採掘をされており、現在では全国の陶芸作家に愛用されたり、信楽焼や清水焼などに使用されるなど、需要も高く、高価ではありますが、全国に誇れるブランド素材であると考えております。このしのはら土で再び篠原焼を復興しようと、篠原小学校に窯を築造し、地元の陶芸作家の指導を受けながら、関心のある方が陶芸されていることは今後の普及活動の展開に大きく期待するものであります。

このような中、市としましては、篠原焼は全国に誇れるしのはら土を使用した付加価値のある商品として位置づけ、高くても売れるような信楽焼としてPRできないかと考えております。そのためには、市民にまず篠原焼のすばらしさを知ってもらう普及活動を行うことが不可欠であり、あわせて、生産する人づくりや生産体制を整える必要があると思っております。現在、市ではその具体例といたしまして、観光物産協会と連携して、駅前の観光案内所で篠原焼の展示販売をしたり、観光パンフレットなどで紹介しております。また、野洲商工会青年部でも、今年度、物産資源の発掘事業といたしまして、地域の特産物再生計画を検討されております。

さらに、人づくりも大切なこととございまして、生涯学習の中で地元の陶芸家の指導を受けながら作陶し、それを日常生活で市民に使用してもらいながら1人でも多くの篠原焼愛好者をふやしつつ、その中から後世に伝承していけるような人材を育成することが大切なことだと思っております。このように、人づくりの積極的な施策の展開としましては、議員が今ご紹介されました篠原焼で申しますと、例えばコミュニティセンターしのはらでは、地域子ども教室の中で体験活動の1つとして、地域の専門の陶芸家の協力を得て子どもたちに信楽焼を教えており、こうした取り組みが人づくりにつながるものと思っております。

今後は、各学区のコミュニティセンターを核としまして、地元の人材を活用しました講座や教室を通して1人でも多くの方に関心を持っていただき、地域の特産や特性を生かした人づくりができるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

(「信楽焼と違うで。篠原焼」と言う者あり)

環境経済部長(米澤 博君) 申しわけございません。篠原焼を信楽焼と申し上げたところでございますので、ご訂正させていただきます

議長(秦 眞治君) 鈴木市朗君。

26番(鈴木市朗君) まず、地質調査からお伺いしたいと思います。ただいま、助役の説明では登録資格要件ということで説明をされましたが、じゃ、いったい、今までは何だったのだと。今までいったい何だったのですか。急に、これ、どういうことなのです。今までは1級建築事務所が設計の中でこれも含まれてやっていたのでしょうか。1級建築事務所は登録業者のところへ発注しているのじゃないですか。結局、同じことですやん。これ、単独発注されたがために約190万からの額が上がってくるわけですよ。そのことをどういうふうに思っておられるのです。井戸を掘るのでも20メートルで200万したからへんわけですよ。私は、190万も出されるので温泉でも掘られるのかいなという思いをしていましたよ。温泉でもメートル1万円でしょう。温泉掘るの、メートル1万円ですよ。これ、19メートルも要りますか。支持層、ここ、何ぼやと思われます。むちゃくちゃです、こんなもの。地質調査と設計とで250万から300万まででいけるのに、この部分だけで190万占めたら、あとの設計料、幾らになるのです。なら、今までのこれはどうなのですか、失格ですか。今まで建ててこられたやつは失格としてみなしていいのですか。欠陥建物としてみなしていいのですか。

新しい市政を敷いて、いよいよ出発して1年余りでこのような金の無駄遣いが果たして許されるわけですか。我々議員は、そういう部分で細かなことでもチェックしていかなければならん立場なのです。契約審査会の会長が助役さんですか。初めて登壇していただきましたが、気の毒な登壇ですね。今までのやつは失格だったら失格だと言ってください。そんなばかなことがあってたまりますかいな。どうして、血の通った税金を有機的に使おうとしないのです。

そして、もう一点、事業部の方にお尋ねしたいと思います。さまざまな留意点をお話ししていただきました。本当に事業部の方としては、各角度から見て気を使っていただいているなという思いを私は持っております。ただ、今のこのボーリングの件に関しまして、1つだけ私が留意点を申し上げます。市長もよくご存知だと思いますが、この上屋団地は昔の河原の跡ですね。昭和40年代ごろに、たしか建設省から払い下げを受けるときに、農地化に伴う要件を満たしていかなければならんということで、あそこで陸稲をつくって

おられたことがあるのですよ、1年間。オカボですね。市長、ご存知ですね。陸稲ができるということは、水分が豊富ということなのです。わかりますか。その中で、今、この地質調査に絡んで何も要件が出てこないですが、190万もかけたら何か出てくるやろうなと思ったけど、出てこないですね。あその液状化現象は甚だしいものなのです。そういうことも察知しないで登録業者に、そんなばかげた話でありますかいな。

事業部の方に1点、この液状化現象という、これは家棟川跡地だけじゃないと思うのです。さまざまところで液状化現象というのは起こることは多々あると思います。ところが、地盤的にああいうところですので起こっても仕方がないということで、これから、今まで建てられたコンクリパイルの前面は恐らく液状化現象で支持層までの間、かなり砂が流れているということは、結局、上流パイルから上の方は砂が流れているということは間違いないと私は思うのです。それに関して、支持層までパイルが入っていますので安全性については十分だと思えますが、今後、建築されるときにあたって、事業部の方は、その液状化現象ということ、起こっているということが現実にあるわけですから、液状化現象による被害を最小限に食い止める、そういう工法をまた考えていただきたい。これは事業部の方へ要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思えます。入札の方はもう一度でも、もう二度でも言いますよ。

次に、しのはら土の件ですが、鏡の須恵地区、6世紀にかわら状、普通の素焼きじゃなしにかわら状、酸化還元された焼き物のことを要するに須恵器と言います。須恵器ができたのが、焼き物ができた発祥は鏡の須恵ですね。だから須恵器という名前がついた。今の信楽焼というのは、須恵で陶工たちが活躍して、新しい土を求めて日野川を上流へずっと上がっていったのですよ。それから平安末期になり、鎌倉時代になり、その陶工たちの安住の地が今の信楽なのです。信楽焼の最初の起源というのは鏡の須恵なのです。陶工たちはいい土、いい土を求めてだんだん日野川の上流へ上がって行って、落ちついたところが信楽。その信楽というのは、紫香楽宮というのがあったでしょう、ご存知ですね。先生だから、あんなの当然、知ってはるわな。だから、そういうようないわれのあるところです。須恵で須恵器を焼いていたその土がやはり泥山から産出された、そういう土で作陶していたということです。だから、非常に歴史のあるしのはら土ですね。

だから、私が申し上げるのは、そのような立派なものがあるわけですから、今、環境経済部長の方にお答えしていただきましたけれども、教育委員会として、やはり作陶する、物をつくる喜び、そして、やっぱり芸術を味わう喜び、それは、火と土の芸術なんて何も

のにもたえられませんかから、だから、そういうものを使って生涯学習にどのような形で結びつけていくか。コミセンの話が出ましたが、できたら100万円ぐらいまでで窯が築造できますので、私、調査しましたら、石油窯で30万ほどで築造できるということも聞きましたので、やはり、各コミセンにそういう石油窯を築造していただいて、多くの方に触れていただきたいというのが私の願いです。橋さんにしたかて、西郡さんにしたかて、これはプロフェッショナルですから、プロはプロの道ですから、教育委員会として、生涯学習は生涯学習ですから。私は何もプロのお手伝いをしようということは一切思っておりませんので、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 助役。

助役（川尻良治君） 鈴木議員の再質問にお答えいたしたいと思います。具体的な設計・積算等は事業部の方でまたお答えしてもらいたいと思っているのですが、考え方から言いますと、地質調査と建築設計、基本的に上物と地下でございまして、内容的には別の物と、こういうふうにはまず考えられると思います。そういった中で、先ほど申し上げましたように、その専門性あるいは技術の特性から見て、登録についても地質調査という項目が上がっていると、こういう理解をしております、それぞれの積算についても、地質は地質、それから建築は建築という積算がなされているというふうに理解しております、たまたま、さっきおっしゃるように、一緒にやった場合もそれぞれの項目を合算してといいますか、そういった形で設計額が算出されたものと、こういうふうに理解をしております。

それから、合併して初めて分離したかと言われると、ちょっと調べてもらいまして、実は、たまたまかわからないのですが、昨年、新市以前なのですが、平成16年度の合併前の中で地質調査を単独で発注した事例がございました。ということも申し添えておきます。

今の事例ですか。金額は168万円でございます。契約額。

それから、おっしゃるように、専門性から見て、我々としては、今回、別にした方がいいという判断に立ったのですが、先ほど申し上げたように、一応、施工能力等から見て、合併でやれるという当時の判断でございますので、それはそれで私どもとしては否定をするものではございません。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩。

（午後1時58分 休憩）

（午後2時22分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部総括マネージャー。

都市建設部総括マネージャー(堤 文男君) 鈴木議員の再質問でございますけれども、金額的に言いますと、確かに今回の場合には分離で入札をしております。そういった中で、土質調査だけで言いますと、当然、それなりの歩掛を使って計算をしておりますので、おおむね200万前後の、これは第4期で申しますと2カ所、それから深さ約30メートル、ボーリング調査をしております、そのほかにも標準貫入試験等も当然やっておりますので、それと、前期の第3期で、これは平成15年にさせていただいている分につきましては、建設工事の設計業務と、それから土質調査も含めて合札で入札をしているというふうな状況でございます、今回、分離発注でございますので、今回とは違いますけれども、その点では一括で入札した場合と分離で入札した場合、当然、それぞれ事業者の方の、入札業者の方のいろいろ思いがありますので、若干落ちる額というのは変わってくるかと思っておりますけれども、設計的には分離をいたしましても、合併でいたしましても、内容的には工種が別でございますので、変わりございません。

回答になっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長(秦 眞治君) 教育長。

教育長(大堀義治君) 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずもって、鈴木議員のご提案であります、地域の特産を生かした人あるいは物づくりの発想につきまして、同感でございます。篠原小学校の100周年記念でのたけ記念館が建設されまして、その建設と同時に窯も置いていただきまして、それがいろんな地域の人、あるいは子どもたちにも活用されているところであります。具体的に申しますと、地域の方は陶好会、焼き物をつくる、そういうグループができて、活用されておるようでございますし、それから、地域の子どもの教室、それから一般対象のそういうような事業もあるようでございます。あるいは、70歳以上の方はその窯を使いまして陶器づくりを楽しんでおられると、こういうような特産を生かした生涯学習が今、進みつつある。これは2年目ぐらいになるのですかね。3年前に100周年記念の事業がありまして、そして、昨年度から、今、2年目ぐらいになるだろうと思うのですが、そういう取り組みが今始まっているところであります。この取り組みをできるだけ支援、連携をしたりしてまいりたいと、このように思います。

鈴木議員は、よい取り組みだから、あるいは特産を生かした人・物づくりにかかわることだから、すべてのコミセンに窯を置いてと、こういうようなご意見もございました。そ

うですけれども、とりあえずは篠原のコミセンを中心にしまして、篠原小学校の窯を使ってモデル的にやってもらおうと、そういうふうにしていきたい。そして、それぞれのコミセン、地域にはそれぞれの思いがありますよね。篠原焼をすべてのところへ押しつけるわけにはいきませんから、それは希望があれば、また支援をするというようなことで。これ、一律に、ちょっと無理ですよ。だから、モデルでしっかりやってもらおうと、そして、篠原から発信してもらおう。三上のコミセンも、あるいは、ほかのコミセン、ぎおうもそうですし、それぞれのコミセンで。また、こういう地場産業とは直接関係ないけれども、いろんな取り組みが、自慢をされるような取り組みがなされているわけです。そういうこともやっぱり大事にしていきたい、このように思います。まずは篠原をモデルにして全市に広げられたらというふうに思います。

そして、合併いたしました。野洲市には山があります。川があります。湖岸がありますね。合併してよかったな、そういう自然が非常に豊かになりました。こういうような、そういう自然も地場産業等に、あるいは人づくりに大いに活用していくべきだと。合併してよかったなと市民の皆さんに思ってもらえるような、そういうような教育が展開できたらいいな、このようなことも思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） ただいま、教育長のにこやかな顔の答弁をお聞きしましたら、私もそれで満足しておりますので、やはり、それを使って生涯学習に結びつけていく、篠原から発信という、それは大変いい言葉だと思います。だから、発信できるように、教育委員会としても手だてを考えてやってください。そしてまた、各地域に陶芸愛好家、自称陶芸家という方もたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方とも連携をとりながら、一つ、しのはら土という日本で有数の良質の土ですので、そういうものは大事に、やはり野洲市が育てていかなければ、ほかではだめだということも私も実感しておりますので、その部分についてはよろしくお願ひしたいと思います。

入札制度なのですが、ただいま堤マネージャーの方からるる回答があったわけですが、私は助役に対して、契約審査会の長に対してお聞きしているわけなのです。だから、やはり、審査会の長たる者が責任をもってその審査会に臨んでいただきたいという思いですね。この過去の実例を見てもわかりますように、そりゃ入札してみなければわからない部分があると思いますけれども、過去の前例を破って、今のこういうようなことをさ

れることによって金額的にぼんとはね上がっていく、その部分、これはみんなが税金で賄っているわけですから、当然、国の補助金、さまざまなものがありますし、建物の構造体自体がプレキャストですから、その部分にもある程度考えていかなければならんと思うのですよ。ここで金額を言うと大変なことになりますので、3期の金額と今の金額とは申し上げませんが、金額的に約倍以上の差が出てきているということは事実でございますので、その辺の所見を契約審査会の長としてどのように考えておられるのか、そういう部分に今後どう反映していかれるのか。やはり、血の通った税金を使っていくわけですから、最少の経費で最大の効果を上げるというのが、今まで市長が、これは宇野勝さんのときから言うてはりましたけれども、それが行政マンとしての使命だと私は思います。

今までから構造物に関して、RCの現場打ちにしたかて、プレキャストにしたかて、さまざまな部分で3つほどに分かれて分離発注してあるという、この事実だけは私もつかまえておりますけれども、今回の件について契約審査会の会長としての所見、それとまた、今後の方針、だから、費用対効果をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 助役。

助役（川尻良治君） 鈴木議員の再々問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおりに、効率的な執行をし、コスト削減に努める、これは我々行政マンに与えられた使命だと、かように認識いたしておるところでございます。ただし、先ほど来、申し上げておりますように、新市に入りまして、入札についてどう考えるかということについて一定検討させていただきました。先ほど来、申し上げておりますように、業種区分として地質調査というのが登録もされておるわけでございますので、理屈と申しますか、筋論から言えば、それぞれに応じた分離発注するのが筋だろうと、かような判断をいたしたところでございます。

それから、先ほど堤マネージャーが申し上げたように、積算上は基本的に建築設計と地質調査というのはそれぞれで行いますので、それぞれの額が積み上がっていくと、かようなことでございます。確かに、現実に、数少ない例ではございますが、平成15年、上屋で一括した例、それから、先ほど申し上げた今年度やった事例、これは分離の場合でございますが、額は異なっておりますが、それぞれの入札時の条件等がそれぞれ応札される業者の方々の判断、こういうものも入った上での応札された額でございますので、必ずしもそれでもって一概に安くなるかというふうには、我々としては判断しかねておるところで

ございます。

それ以上に、さっきおっしゃった方法、一緒になってやった場合に、これは正確なことが言えないのでわからないのですが、建築設計業者の方が地質調査の方にお任せになるのかと、その分は、ちょっと言葉は悪いのですが、丸投げになっちゃうのかというところの課題は残るのだろうと。あるいは、そこで金額をぐっと抑えられるところがあれば、果たしてそれは妥当なのかと、こういうことも懸念として残っておるということでございます。

ということで、私どもは、今、原則として考えておるのは、今年度一定方向を出しました分離というのは、一定、考えてまいりたいと、こういうふうに思っておるところです。ただ、かなり少額とかいうケースで分離するに及ばないというようなことがあるかも知れないです。その辺は少し検討させていただきたい、かように思っておるところでございます。

26番（鈴木市朗君） 今まで総合発注していた件についての何はどういうように考えておられたのか、それは欠陥になるのか、それとも正常なのか。

議長（秦 眞治君） 助役。

助役（川尻良治君） 答弁が漏れたようでございますので、重ねてお答えを申し上げます。

これは、私ども、その時点での判断、取り扱いの問題だと、かように理解しておりますので、従来なされた合札というのですか、一緒にされたケースについては、我々としては、それはそれなりに有効だったという判断をしておるところでございます。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全部終了いたしました。

なお、念のため申し上げます。明16日は午後1時より本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。（午後2時36分 散会）

野洲市議会会議規則第 1 2 0 条の規定により下記に署名する。

平成 1 7 年 9 月 1 5 日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 竹 内 孝 治

署 名 議 員 辻 藤 雄